

平成18年第3回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

平成18年10月23日（月） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成18年10月23日（月） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 2号 平成18年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 3号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 4号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 5号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 6号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 7号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 8号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 9号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第10号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会

計補正予算（第1号）

- 14 議案第11号 平成18年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第12号 平成17年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 16 議案第13号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 議案第14号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第15号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第16号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第17号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第18号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第19号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第20号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第21号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第22号 平成17年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第23号 北信広域連合広域計画の変更について

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり（22名）

1番 山崎治茂 議員

13番 富井耕一 議員

2番 荻原 勉 議員	14番 武田 貞夫 議員
3番 宮崎 元明 議員	15番 渡辺 正男 議員
4番 沼田 喜一 議員	16番 高山 功 議員
5番 林 紘一 議員	17番 青木 豊一 議員
6番 小林 洋之 議員	18番 丸山 栄一 議員
7番 山上 政彦 議員	19番 藤木 八十治 議員
8番 島田 伯昭 議員	20番 久保田 三代 議員
9番 望月 弘幸 議員	21番 西澤 忠和 議員
10番 竹内 卯太郎 議員	22番 勝山 泰明 議員
12番 坂原 シモ 議員	23番 武田 典一 議員

欠席議員 次のとおり(1名)

11番 高木 尚史 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長	西原 仁	副主 幹	小野 幸司
事務局次長補佐兼総務係長	石川 保文	主 査	西田 幸一
保険福祉係長	養田 昭二		

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹 事	土屋 喜久夫
副広域連合長	石田 正人	幹 事	富井 俊雄
副広域連合長	柳澤 萬壽雄	幹 事	齋藤 家富
副広域連合長	河野 幹男	事務局次長	関谷 竹志
副広域連合長	高橋 彦芳	望岳荘施設長	湯本 和男
助 役	小林 貫男	高社寮施設長	池田 剛
収 入 役	西川 詔男	千曲荘施設長	町井 和夫
監 査 委 員	金井 義信	いで湯の里施設長	山岸 元春
幹 事	小林 照里	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹 事	足立 正則	ふるさと苑施設長	武田 良平

幹 事 岩 本 敏 男

(開 議) (午前 10 時 00 分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成 18 年第 3 回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第 1 号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(高山 功君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 本日ここに、平成 18 年 10 月北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は 7 月に発生いたしました集中豪雨により、県内初め全国でも大きな被害のつめ跡を残したわけではありますが、当広域連合管内におきましても千曲川の増水などにより、農作物や住宅などに大きな被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

既に、昨年から社会福祉法人博悠会が栄村に建設を進めてまいりました老人ホーム「フランセーズ悠さかえ」がこのたび完成の運びとなり、明日 24 日に竣工式が現地にて行われます。また 11 月 1 日からは、いよいよ入所が開始されます。この完成によりまして施設への入所を希望されていた皆様方に、大変ご不便をおかけしてりましたが、待機者の解消が少しでも図られること、またご家族の負担軽減の一部になることを考えております。改めて、関係各位に感謝を申し上げますとともに、今後はさらに地域に根差した施設に発展していくことを願っております。

次に、平成 17 年度決算であります。介護保険法の改正によりまして、施設を利用する際の保険者からの負担金収入が減り、一方、灯油等の高騰により維持管理的な支出はふえ、非常に厳しい運営状況ではありましたが、関係各位の皆様のご理解とご協力によりまして、

各会計とも予定どおり事務事業が執行することができました。

細部につきましては、各議案の中でご説明を申し上げますが、今後ともさらに適正な予算の執行はもとより、徹底した経費節減に努め、より効率的な財政運営を進めていくとともに、地域住民のサービスの維持向上に取り組み、北信地域の発展のために精いっぱい寄与してまいる所存であります。議員各位におかれましては、より一層格別なご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

さて、長野県経済の動向であります。全体的には緩やかで着実な回復が続いているとし、県内経済もゆっくりではありますが、改善している状況と見られており、雇用状況についても比較的安定した状況にあるようですが、依然として地方自治体を取り巻く状況は厳しいものであることに変わりはありません。今後とも堅実で目に見えて景気回復が強まることを願うものであります。

最後になりましたが、今年度に立ち上げました広域観光推進方策研究会及び広域保健福祉推進方策研究会の二つの研究会であります。既に専門家のアドバイザー等を交えまして、両研究会とも4回ほどの会議を持ちまして、今後のあり方、またよりよい方策の方向性について検討を重ねてきているところであります。最終的には来年の2月いっぱいに研究成果をまとめ、皆様方には3月末までに報告ができるようにしたいと考えております。

本日、提案いたします議案は、条例案1件、補正予算案10件、決算認定11件、事件案1件、計23件であります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、ごあいさついたします。

2 会議録署名議員の指名

議長（高山 功君） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

8番 島田伯昭 議員

9番 望月弘幸 議員

を指名いたします。

3 会期等の決定

平成18年第3回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期:平成18年10月23日(月)～11月10日(金) 19日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月23日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
24日	火		休 会	議案審査のため
25日	水		休 会	議案審査のため
26日	木		〃	議案審査のため
27日	金		〃	議案審査のため
28日	土		〃	土曜日のため
29日	日		〃	日曜日のため
30日	月		〃	議案審査のため
31日	火		〃	議案審査のため
11月 1日	水		〃	議案審査のため
2日	木		〃	議案審査のため
3日	金		〃	祭日のため
4日	土		〃	土曜日のため
5日	日		〃	日曜日のため
6日	月		〃	議案審査のため
7日	火		〃	議案審査のため
8日	水		〃	議案審査のため
9日	木		〃	議案審査のため
10日	金	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長(高山 功君) 日程3 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成18年第3回北信広域連合議会定例会運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高山 功君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び決算審査の結果をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

4 議案第 1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案

議長（高山 功君） 日程 4 議案第 1号 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第 1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険法及び老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホームに入所されている方が要支援、要介護状態になった場合の介護につきましては、介護保険サービスにより対応することになったための業務内容の追加、また特別養護老人ホームの短期入所にかかわる要支援者の受け入れが可能になったことによる業務内容追加の条例改正であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

5 議案第 2号 平成 18 年度北信広域連合一般会計補正予算（第 1号）

6 議案第 3号 平成 18 年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第 1号）

7 議案第 4号 平成 18 年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第 1号）

8 議案第 5号 平成 18 年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第 1号）

9 議案第 6号 平成 18 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正

予算（第1号）

- 10 議案第 7号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 8号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 9号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第10号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第11号 平成18年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

議長（高山 功君） 日程5 議案第2号 平成18年度一般会計補正予算（第1号）から日程14 議案第11号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第2号から議案第11号までの10件を、一括してご説明を申し上げます。

議案第2号 平成18年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本案につきましては、補正総額328万8,000円を減額し、補正後の予算総額は3億7,659万円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金では642万3,000円の減額となります。主な内訳は、1項分担金1目市町村分担金で、経常経費確定に伴い294万7,000円を減額し、障害者自立支援事業にかかわる障害認定審査システムの導入を取りやめたことに伴い、365万円を減額するものであります。2項負担金2目総務費負担金では、人事異動に伴う人件費負担金として20万5,000円の減額であります。

2 款県支出金では 2 5 7 万 7 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、1 項県補助金 1 目総務費県補助金において、本年度発足いたしました広域保健福祉推進方策研究会及び広域観光推進方策研究会につきまして、県の補助事業を見込んでおりましたが、不採択となったことに伴い 2 5 7 万 7 , 0 0 0 円の減額であります。

4 款繰越金では、1 7 年度決算に伴い 5 7 1 万 2 , 0 0 0 円の追加であります。

歳出につきましては、2 款総務費 1 項総務管理費では 1 5 万 9 , 0 0 0 円の追加となります。内訳は、1 目一般管理費で人事異動に伴う給料の減額及び節の組みかえに伴う 3 万 6 , 0 0 0 円の減額であります。2 目企画費では 1 9 万 5 , 0 0 0 円の追加であります。内訳は、広域観光推進方策研究会におけるアドバイザーの人数増に伴う謝礼の追加であります。3 項監査委員費 1 目監査委員費では 1 7 万 6 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、全国及び東海地区都市監査委員会等に参加しないことに伴い、関係費用を減額するものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費では 3 2 7 万 1 , 0 0 0 円の減額となります。内訳は、1 目介護保険総務費においては、人事異動に伴う人件費関係で 2 3 万 4 , 0 0 0 円の追加、2 目介護認定審査会費では、事務連絡用軽自動車の借上料等費用として 1 4 万 5 , 0 0 0 円の追加、6 目障害認定審査会では、歳入でも説明を申し上げましたが、障害者自立支援事業にかかわる障害認定審査システムの導入を取りやめましたことに伴い、3 6 5 万円を減額するものであります。

次に、議案第 3 号 平成 1 8 年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案につきましては、補正総額 5 1 8 万 6 , 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額は 3 億 9 , 1 2 5 万 3 , 0 0 0 円となります。

歳入では、1 款分担金及び負担金 1 項負担金が 8 7 5 万 4 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、1 目一般利用者負担金で 9 0 6 万 2 , 0 0 0 円を減額し、2 目短期利用者負担金で 3 0 万 8 , 0 0 0 円を追加するもので、ともに 4 月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

2 款財産収入では、8 4 万 3 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、年度途中の預金金利の上昇に伴い、財政調整基金を預けかえたことによる当年度の利子の減収によるものであります。

3 款寄附金では、一般寄附金の増額により 2 9 万円の追加であります。

4 款繰越金では、1 7 年度決算に伴い 1 , 3 2 0 万 3 , 0 0 0 円の追加であります。

5 款諸収入では、雪害による屋根の改修が、建物総合損害共済災害給付金の対象となった

ことに伴い、129万円を追加するものであります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について1,151万4,000円の減額であります。内訳は、1目施設総務費におきまして1,636万5,000円の減額で、人事異動及び年度途中による退職に伴う人件費関係で1,786万1,000円の減額と、代替職員への報酬で175万6,000円の追加などであります。2項施設管理費では167万3,000円の追加で、灯油価格の上昇に伴う燃料費13万1,000円、介護予防支援システムの導入に伴い16万2,000円、屋根改修工事に伴い136万5,000円の追加等であります。3項施設生活費では317万8,000円の追加で、灯油価格の上昇に伴う施設燃料費の追加であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,670万円を追加するものであります。

次に、議案第4号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,954万円を追加し、補正後の予算総額は3億1,594万6,000円となります。

歳入では、1款分担金負担金1項負担金が99万2,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で233万円を減額し、2目短期利用者負担金で133万8,000円を追加するもので、ともに4月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

2款財産収入では、23万8,000円の減額であります。内訳は、年度途中の預金金利の上昇に伴い、財政調整基金の預けがえしたことによる当年度の利子の減収によるものであります。

4款繰越金では、17年度決算に伴い2,079万8,000円の追加であります。

5款諸収入では、雇用保険本人負担分の減額などにより2万8,000円の減額であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして、1,616万円の減額であります。1目施設総務費におきましては1,795万1,000円の減額で、内訳は、人事異動に伴う人件費関係で2,126万2,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で351万2,000円の追加などあります。2目施設管理費では37万6,000円の減額で、灯油価格の上昇に伴う燃料費4万9,000円、介護予防支援システム導入に伴い16万2,000円の追加、施

設改修、備品購入の入札差金で73万9,000円の減額などであります。3目施設生活費では216万7,000円の追加で、灯油価格の上昇に伴う燃料費の追加などであります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金3,570万円を追加するものであります。

次に、議案第5号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,621万7,000円を追加し、補正後の予算総額は1億4,211万2,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が1,023万9,000円の追加であります。1目民生費負担金では老人福祉法の規定による措置事務の実施にかかわる受診の一部が改正されたことに伴い1,075万8,000円を減額。2目特定施設利用者負担金が外部介護サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業導入に伴い2,099万7,000円の追加であります。

2款財産収入では7万1,000円の減額であります。内訳は、年度途中の預金金利の上昇に伴い、財政調整基金の預けがえしたことによる当年度の利子の減収によるものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、基金運用が可能になったことから、240万円を減額するものであります。

5款繰越金では、17年度決算に伴い844万2,000円の追加であります。

6款諸収入では、雇用保険本人負担分などで7,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費におきまして1,641万7,000円の追加であります。内訳は、1目施設総務費におきましては、人事異動に伴う人件費関係で317万4,000円の減額であります。2目施設管理費では、修繕料に33万5,000円を追加、エアコン設置工事による入札差金の減額などにより21万7,000円を減額するものであります。3目施設生活費では、外部サービスを導入することに伴う委託料に1,821万7,000円の追加、灯油価格の上昇に伴う燃料費で213万1,000円の追加などにより、1,980万8,000円を追加するものであります。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金20万円を減額するものであります。

次に、議案第6号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,356万3,000円を

追加し、補正後の予算総額は2億6,956万3,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が423万2,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で589万円の減額。2目短期利用者負担金で165万8,000円の追加で、ともに4月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

2款財産収入では4万6,000円を追加するものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから100万円を減額するものであります。

5款繰越金では、17年度決算に伴い1,683万2,000円の追加であります。

6款諸収入では、建物総合損害共済災害給付金などにより191万7,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして863万7,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては、1,269万9,000円の減額で、内訳は、人事異動に伴う人件費関係で1,383万1,000円の減額、産休、育休等による代替職員の報酬130万3,000円の追加などであります。

2目施設管理費におきましては159万円の追加で、ベランダ手すりの改修工事に178万円、介護予防支援システムの導入に伴い16万2,000円の追加、備品購入に伴う入札差金等で42万4,000円の減額などであります。3目施設生活費では、灯油価格の上昇に伴う燃料費等で249万円を追加するものであります。4目保健衛生費では、備品購入に伴う入札差金で1万8,000円の減額であります。

3款諸支出金で1項基金では、財政調整基金積立金2,220万円を追加するものであります。

次に、議案第7号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,559万3,000円を追加し、補正後の予算総額は1億3,959万3,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金が、老人福祉法の規定による措置事務の実施にかかわる受診の一部が改正されたことに伴い800万6,000円の減額。2目特定施設利用者負担金が、外部介護サービス利用型の特定施設入居者生活介護の事業導入に伴い1,744万1,000円の追加であります。

2款県支出金1項県補助金1目民生費県補助金では、産休代替のため職員雇用事業補助金として16万7,000円の追加。

3 款財産収入 1 項財産運用収入では 3 , 0 0 0 円の追加。

5 款繰入金 1 項基金繰入金につきましては 3 5 0 万円を追加するものであります。

6 款繰越金では、1 7 年度決算に伴い 2 4 8 万 7 , 0 0 0 円の追加。

7 款諸収入では、預金利子で 1 , 0 0 0 円の追加であります。

歳出につきましては、1 款民生費 1 項養護老人ホーム事業費におきまして 1 , 5 5 9 万 3 , 0 0 0 円の追加であります。内訳は、1 目施設総務費におきましては 1 4 8 万 7 , 0 0 0 円の減額で、人事異動に伴う人件費で 3 5 3 万円の減額、産休、代替職員の報酬 2 1 3 万 2 , 0 0 0 円の追加などであります。2 目施設管理費では 4 , 0 0 0 円の追加で、灯油価格の上昇に伴う燃料費 3 万 9 , 0 0 0 円の追加、施設整備等入札差金で 6 万 3 , 0 0 0 円の減額などあります。3 目施設生活費では、外部サービスを導入することに伴う委託料に 1 , 5 1 3 万 1 , 0 0 0 円の追加、灯油価格の上昇に伴う燃料費で 1 9 1 万円の追加などにより 1 , 7 0 9 万 1 , 0 0 0 円の追加するものであります。4 目保健衛生費では、備品購入に伴う入札差金で 1 万 5 , 0 0 0 円の減額であります。

次に、議案第 8 号 平成 1 8 年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案につきましては、補正総額 2 6 5 万 8 , 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額は 3 億 2 , 7 5 5 万 2 , 0 0 0 円となります。

歳入では、1 款分担金及び負担金 1 項負担金が 1 2 8 万 9 , 0 0 0 円の追加であります。内訳は、1 目一般利用者負担金では 3 0 4 万 5 , 0 0 0 円の減額をし、2 目短期利用者負担金では 4 3 4 万 3 , 0 0 0 円を追加するものであり、特に 4 月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

2 款財産収入 1 項財産運用収入では 4 万円の追加。

4 款繰入金 1 項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能になったことから 1 , 1 9 0 万円を減額するものであります。

5 款繰越金では、1 7 年度決算に伴い 1 , 3 2 2 万 6 , 0 0 0 円の追加であります。

6 款諸収入では、雇用保険本人負担分で 3 , 0 0 0 円の追加であります。

歳出につきましては、1 款民生費 1 項特別養護老人ホーム事業費におきまして 5 1 4 万 2 , 0 0 0 円の減額であります。1 目施設総務費におきましては 7 6 8 万 1 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係で 9 5 1 万円の減額、産休、育休等による代替職員の報酬 2 4 9 万 4 , 0 0 0 円の追加などあります。2 目施設管理費では 6 3 万 4 , 0 0 0 円を追加するものであります。内訳は、施設改修、備品購入などによる入札差金

の減額、介護予防支援システムの導入により16万2,000円、清掃補助業務委託に25万円の追加などがあります。3目施設生活費では、灯油価格に伴う燃料費等で190万5,000円の追加するものであります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金780万円を追加するものであります。

次に、議案第9号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,816万6,000円を追加し、補正後の予算総額は3億155万3,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が78万9,000円の追加であります。内訳は、1目一般利用者負担金で448万7,000円減額し、2目短期利用者負担金で527万6,000円の追加で、ともに4月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

2款財産収入では20万2,000円の減額であります。内訳は、年度途中の預金金利の上昇に伴い、財政調整基金を預けがえしたことによる当年度の利子の減収によるものであります。

4款繰越金では、17年度決算に伴い1,412万1,000円の追加であります。

5款諸収入につきましては、建物総合損害共済災害給付金などで345万8,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして140万1,000円の追加であります。1目施設総務費におきましては659万6,000円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係で655万1,000円の減額、産休、育休等による代替職員の報酬に16万4,000円の追加などがあります。2目施設管理費では459万5,000円の追加であります。内訳は、屋根等の改修工事費に414万8,000円、介護予防支援システムの導入に16万2,000円、除排雪委託料に38万1,000円の追加、備品購入の入札差金の減額などがあります。3目施設生活費では、灯油価格の上昇に伴う燃料費などで341万5,000円の追加。4目保健衛生費では備品購入に伴う入札差金で1万3,000円の減額であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,676万5,000円を追加するものであります。

次に、議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額2,267万

6,000円を追加し、補正後の予算総額は3億4,569万1,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が71万2,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で790万2,000円を減額し、2目短期利用者負担金で719万円の追加で、ともに4月からの介護報酬単価の改定に伴うものであります。

5款繰越金では、17年度決算に伴い2,338万8,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして337万6,000円の追加であります。1目施設総務費におきましては129万1,000円の追加であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係で110万2,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で356万円の追加でなどあります。2目施設管理費では7万円の追加であります。内訳は、介護予防支援システムの導入に16万2,000円の追加、備品購入に伴う入札差金の減額などであります。3目施設生活費では、灯油価格の上昇に伴う燃料費201万5,000円の追加であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,930万円を追加するものであります。

次に、議案第11号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額139万1,000円を追加し、補正後の予算総額は2,973万4,000円となります。

歳入では、1款財産収入1項財産運用収入の基金の運用利子収入で115万4,000円の追加であります。

3款繰越金で、17年度決算に伴い23万7,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款広域市町村圏振興整備事業費1項広域市町村圏振興整備事業費におきまして、スポーツの里及び文化の里づくり事業委託料で124万5,000円の追加であります。

2款予備費につきましては14万6,000円を追加するものであります。

以上、10議案につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

15 議案第12号 平成17年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

16 議案第13号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 17 議案第14号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第15号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 議案第16号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第17号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第18号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第19号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第20号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第21号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第22号 平成17年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長（高山 功君） 日程15 議案第12号 平成17年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程25 議案第22号 平成17年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第12号から議案第22号までの11件を一括してご説明を申し上げます。

なお、お配り申し上げます平成17年度事業実績並びに主要施策成果説明書をあわせてご覧いただきたいと思ひます。

初めに、議案第12号 平成17年度一般会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額5億994万1,000円に対し、歳入総額5億754万

5,044円、歳出総額3億6,339万5,515円で、歳入歳出差引額1億4,414万9,529円の剰余であります。うち翌年度繰越額1億3,724万7,000円があります。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。歳入では分担金及び負担金が3億4,717万余円、県支出金は地域づくり総合支援事業補助金で319万余円でありませぬ。

繰入金は1億4,601万余円です。これは各施設特別会計からの施設建設時の起債償還金返済分及び事務局人件費分であります。

次に、歳出について申し上げます。議会費が50万余円。

総務費は7,978万余円あります。一昨年度から取り組みを進めております圏域案内サイン整備事業といたしまして、管内の統一したイメージの醸成を図るための観光案内看板の設置と広域観光情報網整備として、情報端末の設置を引き続き行いました。

民生費は6,283万余円で、このうち介護保険事務に関する経費が2,698万余円あります。

衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金で北信総合病院及び飯山赤十字病院への休日、夜間の救急医療の運営費3,392万余円あります。

公債費は1億8,634万余円で、平成17年度末の広域連合債の現在額は17億5,856万余円あります。

次に、議案第13号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額4億932万4,000円に対し、歳入総額4億1,630万4,381円、歳出総額3億8,810万415円で、歳入歳出差し引き2,820万3,966円の剰余であります。

歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億8,388万余円あります。

次に歳出につきましては、入所者90人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費2億7,736万余円、施設管理費1,582万余円、施設生活費6,525万余円、保健衛生費185万余円あります。

次に、議案第14号 平成17年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額3億1,660万4,000円に対し、歳入総額3億2,051万955円で、歳出総額2億9,271万2,531円で、歳入歳出差し引き2,779万8,424円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,878万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億9,317万余円、施設管理費1,170万余円、施設生活費4,754万余円、保健衛生費138万余円であります。

次に、議案第15号 平成17年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、1億2,699万円に対し、歳入総額1億2,791万267円、歳出総額1億1,646万8,165円、歳入歳出差し引き1,144万2,102円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,299万余円であります。

次に歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費7,584万余円、施設管理費742万余円、施設生活費3,011万余円、保健衛生費68万余円あります。

次に、議案第16号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額2億7,846万円に対し、歳入総額2億8,268万8,273円、歳出総額2億6,317万6,301円で、歳入歳出差し引き1,951万1,972円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億5,690万余円あります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億7,682万余円、施設管理費1,327万余円、施設生活費4,496万余円、保健衛生費97万余円あります。

次に、議案第17号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額は1億2,697万2,000円に対し、歳入総額1億2,506万8,878円、歳出総額1億1,944万2,405円、歳入歳出差し引き562万6,473円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保険措置費 1 億 1,188 万余円であります。

次に歳出につきましては、養護老人ホームの入所者 50 人の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 7,664 万余円、施設管理費 966 万余円、施設生活費 3,253 万余円、保健衛生費 49 万余円であります。

次に、議案第 18 号 平成 17 年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 4,615 万 9,000 円に対し、歳入総額 3 億 4,877 万 6,028 円、歳出総額 3 億 2,554 万 9,579 円で、歳入歳出差し引き 2,322 万 6,449 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 3 億 1,793 万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 70 人及び短期入所 10 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 3,636 万余円、施設管理費 1,098 万余円、施設生活費 5,472 万余円、保健衛生費 237 万余円であります。

次に、議案第 19 号 平成 17 年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 292 万 6,000 円に対し、歳入総額 3 億 1,631 万 6,800 円、歳出総額 2 億 8,919 万 4,802 円で、歳入歳出差し引き 2,712 万 1,998 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 8,348 万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 60 人及び短期入所 10 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 1 億 9,205 万余円、施設管理費 1,039 万余円、施設生活費 5,032 万余円、保健衛生費 152 万余円であります。

次に、議案第 20 号 平成 17 年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 4,835 万 9,000 円に対し、歳入総額 3 億 5,385 万 901 円、歳出総額 3 億 2,696 万 2,677 円で、歳入歳出差し引き 2,688 万 8,224 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金 2 億 9,658 万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 70 人及び短期入所 5 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 4,457 万余円、施設管理費 1,056 万

余円、施設生活費 4,514 万余円、保健衛生費 138 万余円であります。

次に、議案第 21 号 平成 17 年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 3,234 万 2,000 円に対し、歳入総額 3,234 万 2,310 円、歳出総額 3,122 万 5,070 円で、歳入歳出差し引き 111 万 7,240 円の剰余であります。

この会計は、ふるさと市町村圏基金 10 億円の運用益を活用した地域振興整備事業にかかわるものであります。

まず、歳入の主なものは、基金利子による財産収入が 671 万余円、一般会計繰入金 2,326 万余円であります。

次に歳出につきましては、広域圏振興整備事業費 796 万余円、財産管理費として基金への貸付元金戻し積み立てに 2,326 万余円あります。

次に、議案第 22 号 平成 17 年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 140 万円に対して、歳入総額 148 万 85 円、歳出総額 113 万 612 円で、歳入歳出差し引き 34 万 9,493 円の剰余であります。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金 117 万余円あります。

歳出は、総務管理費の 113 万余円あります。

以上、11 件につきまして一括ご説明を申し上げます。

各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、決算書の 256 ページをご覧いただきたいと存じます。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

なお、今後とも特別養護老人ホームにつきましては、引き続き健全経営を堅持しながら施設介護サービスの充実に努めるとともに、計画的な財政調整基金への積み立て、適正な人件費管理を進める予定でありますので、ご理解をお願いいたします。

また、監査委員さんによる決算の審査結果につきましては、お手元に申し上げましてございます平成 17 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果についてのとおりでございます。審査結果を十分に生かし、今後の財政運営の適正化に努めてまいります所存であります。

よろしくご審議の上、認定をいただきますよう、お願いを申し上げます。以上であります。
議長（高山 功君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 事務次長の関谷でございます。連合長に補足をして若干説明をさせていただきますと思います。

お配りしてあります平成17年度事業実績並びに主要施策成果説明書によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

まず、議案第12号 一般会計であります、3ページをご覧くださいと思います。1項議会費であります。定例会2回、臨時会1回、開催いたしました。

続きまして4ページ、1項総務管理費でございますが、上段の一般管理事務費は事務局職員8人の人件費が主なものでありまして、その下段の企画費は地域情報の発信のための広域観光ホームページの更新委託等、また先ほど連合長から説明ございましたが、広域案内看板を3カ所設置したほか、広域観光情報タッチ式キオスク端末を2カ所設置いたしました。看板とキオスク端末は県費補助を受けております。

続きまして、5ページに移らせていただきますが、選挙費、これにつきましては選挙管理委員会の定例会1回開催、その下段の監査委員費は、例月出納検査12回、定期監査1回、決算監査3日分でございます。

続きまして6ページ、1項社会福祉費でございますが、事務局職員2人分の人件費のほか、介護認定審査会の委員の報酬、7ページへ行きまして下段でございますが、ふるさと市町村事業特別会計への繰出金、これは望岳荘建設の際の償還分。続いて8ページですが、ふるさと苑事業特別会計への繰出金は、建設の際の補正予算債の交付税バック分でございます。

続きまして、9ページの保健衛生費でございますが、連合長の説明にございましたとおり、北信総合病院と飯山赤十字病院に対する補助でございます。

10ページをお願いします。公債費であります、上段が元金、下段が利子ですが、元金分が1億4,000万円ほど、利子分が4,546万余となっております。

一般会計につきましては、以上でございます。

（望岳荘施設長 挙手）

議長（高山 功君） はい、望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） 続きまして、議案第13号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の11ページをお願いいたします。入退所の状況ですが、入所が18名、退所が19名、うち死亡退所が19名でございます。

13ページから15ページをお願いします。入所者の状況について記載をいたしましたが、利用率につきましては97.98%、平均介護度につきましては4でございます。短期入所の利用状況につきましては、延べ利用人数2,496名、利用率は113.97%でございます。

次に、主な歳出につきまして、17ページをお願いします。施設建設の際の起債等償還金として、3,914万7,856円を一般会計への繰り出しを行いました。施設の備品整備として、短期利用者のサービス向上を図るため、送迎車の新規購入218万円、業務用公用車の更新購入220万5,000円が主なものであります。

19ページをお願いします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で4億5,100万円でございます。

以上でございます。

（高社寮施設長 挙手）

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） 続きまして、議案第14号 平成17年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。職員体制につきましては、ご覧のとおりでございまして、3対1の配置基準は満たしてございます。

入退所の状況でございますが、入所の方が14名、退所の方が14名、死亡退所の方が14名でございます。

入退所の介護度別内訳でございますけれども、入所、退所をされます方の介護度は4あるいはまた5の方が主でございます。

22ページをお願いいたします。入所者の男女別年齢別内訳でございますが、男の方が13人、女の方が57人が入所されてございます。また年齢別では、80歳以上の方が主でございまして、57人の方でございます。全体の81.4%でございます。ちなみに平均年齢につきましては88.05歳でございます。

入所者の状況でございますが、自分で召し上がる方は41人ございます。全体の

58.6%と半数以上でございます。また、鼻腔栄養の方は11人でございます。次に、歩行等でございますが、移動不能の方が64人おられます。全体の91.4%でございます。排せつにつきましては常時おむつ使用の方が48人おられます。移動不能の方でございます。入浴につきましては60の方が特殊浴槽で入浴されてございます。主には車いす使用、あるいはまた移動不能の方が主でございます。

23ページから26ページにおきましては、それぞれの利用状況について記載してございます。市町村別利用状況につきましては、ご覧のとおりでございますが、利用率97.97%でございます。介護度別利用状況でございますけれども、平均介護度4.10でございます。また、短期入所の利用状況でございますが、延べ利用者数でございます、2,328人、利用率にしまして106.3%でございます。

27ページをお願いいたします。次に、主な工事費、あるいは備品購入費の歳出でございますが、工事関係では養護と案分で厨房と食堂へ冷房設備を設置いたしました。また事務室受付のカウンターの拡幅工事も実施してございます。備品関係につきましては、短期入所者の送迎車1台と、電動ベッド5台を購入してございます。また養護と案分で、車いす用体重計と高圧蒸気滅菌器をそれぞれ1台ずつ購入してございます。

29ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で4億1,730万円でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第15号 17年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。職員体制の配置基準は満たされてございます。

入所者の状況でございますが、入所4人、退所4人、うち死亡が2人、特養への入所が2人でございます。

32ページをお願いいたします。入所者の男女別年齢別内訳でございますが、男の方が8人、女の方が42人が入所をされてございます。また年齢別では83歳以上の方が主で、40人でございます。なお、平均年齢は85歳であります。

次に、入所者の介護状態ですが、食事では50人全員の方が食堂で自力で召し上がっておられます。歩行では全員の方が自力でシルバーカー、車いす等を使われて歩行されております。排せつにつきましては、常時おむつの方が4人おられますが、ほかの方は自力でトレイかポータブル使用でございます。次に入浴でございますが、車いすの方等の17人

が特殊浴槽で入浴をされてございます。ほかの方33人は一般浴槽で入浴されてございます。

33ページをお願いいたします。市町村別利用状況につきましては、ご覧のとおりであります。利用率99.65%でございます。

34ページをお願いいたします。次に、主な歳出につきましては、工事関係では畳からフローリングへの居室改修工事3部屋、車いす用トイレ改修工事と、特養と養護の案分でそれぞれの工事を行っております。また備品関係につきましては、エアコン3台、電動ベッド1台、特養の案分でそれぞれの備品を購入してございます。

35ページをお願いいたします。財政調整基金積立金でございますけれども、5月31日現在で6,770万円でございます。

高社寮につきましては、以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(高山 功君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(町井和夫君) 続きまして、議案第16号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。入退所の状況でございますが、入所が10名、退所が10名、うち死亡退所が10名でございました。

39ページをお願いいたします。一般入所者の利用状況でございますが、利用率につきましては96.16%でございました。

40ページをお願いいたします。平均介護度につきましては4.07でございました。

41ページをお願いいたします。短期入所の利用状況でございますが、延べ利用人数は2,392人、利用率は109.22%でございました。

43ページをお願いいたします。主な事業の歳出でございますが、備品の購入では、短期入所者の送迎車を192万8,000円で購入をいたしました。また、利用者の外出や公務用として203万7,000円で購入しました公用車を、養護会計と案分をしました分115万8,983円の支出でございます。また、全自動洗濯機を229万9,500円で、乾燥機を131万2,500円で更新をいたしました。

45ページをお願いします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で1億5,240万円でございます。

続きまして、議案第17号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

47ページをお願いいたします。入退所の状況でございますが、入所が9名、退所が9名、うち死亡退所が6名でございました。3名の差異につきましては、2名が他の施設へ、1名は入院によるものでございます。

49ページをお願いいたします。入所者の利用状況でございますが、年間延べ1万8,035名で、利用率につきましては約99%でございました。

50ページをお願いいたします。主な事業の歳出でございますが、工事関係では居室改修工事、これは利用者の重度化対応として、畳からフローリング床に5室を改修したものでございまして、294万9,450円でございます。また、食堂の空調設備工事では249万9,000円で、食堂に新たにエアコンを設置をいたしました。備品関係につきましては、特養で申しあげました公用車の購入にかかる養護の負担分として87万8,017円でございます。

51ページをお願いします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在高で5,170万円でございます。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(高山 功君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(山岸元春君) 引き続き、議案第18号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

53ページをお願いいたします。入所者の状況でございますが、入所の方が14名、退所の方が12名、うち死亡退所が12名でございます。

次に、55ページをお願いいたします。一般入所者の利用率でございますが、98.25%でございます。

次に、56ページをお願いいたします。一般入所者の平均介護度は4.31でございます。

次に、57ページの短期入所者の利用状況でございますが、利用率104.36%になっております。年間実利用者数は61名となっております。

次に、59ページをお願いいたします。主な支出でございますが、起債償還金としまして2,994万1,181円を一般会計にて繰り出しを行いました。

次いで施設整備の関係でございますが、調理室に冷房設備の設置を74万9,700円、備品購入費で短期入所者の便宜を図るため、送迎車1台203万7,600円、利用者の生活関連での備品購入で、主なものとして電動ベッド5台119万1,750円、特殊浴

槽1台451万5,000円、洗濯乾燥機1台126万円、利用者の健康保持の関係の備品でございますが、心電計1台66万8,850円の購入をしました。

次に、60ページでございますが、5月31日現在の財政調整基金高は、2億1,030万円でございます。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) 続きまして、議案第19号 平成17年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の61ページをお願いします。入退所の状況ですが、入所が11名、退所が11名、うち死亡退所が8名でございます。

63ページから66ページをお願いいたします。入所者の状況について記載をいたしました。63ページから64ページの一般利用者の利用率につきましては96.57%、平均介護度につきましては4.22でございます。65ページの短期入所の利用率につきましては、延べ利用人数が4,358人、利用率は119.40%でございます。

次に、68ページの主な歳出につきましてお願いいたします。建物等小破修繕料では特殊浴槽のオーバーホールなどを実施しました。備品購入費では電動低床ベットなどの購入であります。

次に、69ページをお願いします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在で1億8,030万円でございます。

以上でございます。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(武田良平君) 議案第20号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の71ページをお願いします。入退所の状況でございますが、入所者が15名、退所者が16名、うち死亡退所が15名でございます。

72ページから74ページでございますが、入所者の状況について記載をしてございます。利用率につきましては73ページの表の下にございますが、年間利用率95.21%、平均介護度につきましては74ページの表の下にございますが、3.87でございます。

75ページの短期入所の利用状況につきましては、利用人数については延べ合計で2,882人、利用率は157.91%でございます。

歳出になりますけれども、77ページをお願いいたします。中ほど以下になりますけれども、施設の維持管理のための小破修理と営繕工事を行っております。また、短期入所送迎車を新規に1台購入をいたしました。

78ページをお願いいたします。財政調整基金積立金につきましては、5月31日現在で1億2,740万円でございます。

以上でございます。

(事務局次長 挙手)

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(関谷竹志君) 続きまして、議案第21号 ふるさと市町村圏事業特別会計であります。79ページをご覧をいただきたいと思います。

1項広域市町村圏振興整備事業費であります。観光の里づくり事業、スポーツの里づくり事業、文化の里づくり事業、ふれあいの里づくり事業をそれぞれ市町村へ委託したほか、連合で広域観光案内マップを作成いたしました。また財産管理事業では、望岳荘建設の際の貸付金の元金償還分を積み立てたものであります。

続きまして、議案第22号 公平委員会特別会計であります。81ページをご覧ください。定例会4回開催分と職員人件費の一部も含まれております。

以上でございます。

議長(高山 功君) 以上で、事務局次長、各施設長の補足説明を終わります。

26 議案第23号 北信広域連合広域計画の変更について

議長(高山 功君) 日程26 議案第23号 広域計画の変更についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 議案第23号 北信広域連合広域計画の変更について、ご説明を申し上げます。

現在の広域計画につきましては、平成17年2月議会におきまして議決をいただき、その

計画に基づき広域連合の事務を進めているところでございますが、本年4月より広域連合の新たな事務として、障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関することが加わり、規約に定められましたので、広域計画についても追加をし、計画的に事務が進められるようにするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高山 功君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（散 会） （午前11時08分）

平成18年第3回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成18年11月10日(木) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(21名)

1番 勝山泰明議員	13番 富井耕一議員
2番 荻原勉議員	14番 武田貞夫議員
3番 宮崎元明議員	15番 渡辺正男議員
4番 沼田喜一議員	16番 高山功議員
5番 林紘一議員	17番 青木豊一議員
6番 小林洋之議員	18番 丸山栄一議員
7番 山上政彦議員	19番 藤木八十治議員
8番 島田伯昭議員	20番 久保田三代議員
9番 望月弘幸議員	21番 西澤忠和議員
10番 竹内卯太郎議員	23番 武田典一議員
12番 坂原シモ議員	

欠席議員 次のとおり(2名)

11番 高木尚史議員	22番 山崎治茂議員
------------	------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 西原 仁 副主幹 小野 幸司

事務局次長補佐兼総務係長 石川 保文 主 査 西田 幸一
保険福祉係長 養田 昭二

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹 事	岩本 敏男
副広域連合長	石田 正人	幹 事	土屋 喜久夫
副広域連合長	中山 茂樹	幹 事	富井 俊雄
副広域連合長	柳澤 萬壽雄	幹 事	齋藤 家富
副広域連合長	河野 幹男	事務局次長	関谷 竹志
副広域連合長	高橋 彦芳	望岳荘施設長	湯本 和男
助 役	小林 貫男	高社寮施設長	池田 剛
収 入 役	西川 詔男	千曲荘施設長	町井 和夫
監 査 委 員	金井 義信	いで湯の里施設長	山岸 元春
幹 事	小林 照里	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹 事	足立 正則	ふるさと苑施設長	武田 良平

(開 議) (午前10時00分)

(開議に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(高山 功君) 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案にかかわる質疑についてのみ願います。

議案第1号 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について願います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第2号 平成18年度一般会計補正予算（第1号）について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第3号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第11号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第12号 平成17年度一般会計歳入歳出決算認定について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第13号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第17号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案について願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 共通問題でありますので、お伺いしたいと思うんですけども、年々、成果説明書にもありますように、入居者の高齢化、そして介護度が高くなっているわけですが、そうした中で、この非常勤職員が非常にふえているわけです。施設によっては半分以上が機械的にですけれどもね、非常勤で占められると。こういうような状況があるわけでありまして、以前にもお伺いしたわけですが、入居者の皆さん方は、当然、外出等についても適切なものが行われるべきであります。そういう点からいたしまして、こうした人員配置が全体として基準に合っていると。こういうことですが、実際に入居者の皆さん方の自立を助け、同時にまた1人の人間としての尊厳を守っていく上で、果たし

てこうした人事が、正職員化から非常勤化に移る傾向が強いというふうに見られるわけですが、けれども、こういうことで施設における問題点というようなものはないのかどうか、お伺いをしたいというように思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 非常勤職員が非常にふえてきているという中で、施設運営に問題ないのかというご質問でございますが、議案質疑ということですので、私、答えていいのかどうかちょっと疑問もありますが、そこら辺に於いての問題というのは、特別聞いてはおりません。

議長（高山 功君） よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 施設ごとに逐一申し上げませんが、食事にしましても、歩行、排せつにしましても、かなり職員の手がかからざるを得ないというふうに見受けられますし、あるいはまた施設の入所者自身が、食事などでも、いわゆるその人でなければならない、こういうやはり食事の提供等も求められる中で、いわゆる介護職員、あるいは調理職員のこうした状況が、十分やはり入居者にサービスが提供できるのかどうか。このことについて、もしあれでしたら、施設長から現状についてお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。17年度は栄養ケアマネジメントの取り組みをしておりませんでしたので、現在の状況をお答えしたいと思います。現在、各施設とも栄養ケアマネジメントに取り組んでおります。これは介護職員、看護師、管理栄養士、お互いに連絡を取りながら、利用者の血液検査、体重測定等しながら、必要なエネルギー確保ができていくかどうかということ、科学的にしながら進めておるんですが、現在それぞれ連携をとって進めており、私どもの施設の方では確かな成果が上がりつつあるというふうに認識しております。

それから、嘱託職員がふえている中ではございますが、現行としては、サービスの低下につきましては来していないというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） 高社寮でございます。ただいまの望岳荘さんの説明と同様でございます。また、高社寮につきまして、鋭意利用者のための介護に尽くしてございます。苦

情はございません。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） こういうことは、改善されてきていることは結構なことですけども、当然、入居者の中には除去食とかね、アレルギー体質とか、そういう方が何人かおいでかと思うんですけども、こうした皆さん方がどのくらいおいでになり、そして、またこうした人たちに対する除去食等が十分行われているのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） アレルギー体質等をお持ちの入居者も、実際はおられるわけがありますが、まず入所をされる前に事前訪問、あるいはご家族の方から、その人の状態がどういうもので、何を食べさせたらいけないのかという状況把握をさせていただいております。その中で本人に合った、場合によれば代替のものを用いてというような形で、お食事を提供させていただいておりますし、必要なカロリーがとれるように、現在のところ配慮をさせていただいております。食事によってのアレルギー発生とか、そういう部分については、今のところございません。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） 高社寮です。ただいまの望岳荘さんと同じような状況でございます。なお、また囑託医の指示に基づいて食事の提供をしてございます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺です。各それぞれの会計、6施設共通なんですけれども、2点ほどお聞かせをいただきたいと思います。

入所者の状態というようなところで、成果報告書、成果説明書ですか、入所者の状態というようなところで、歩行等というような中で、車いす使用、移動不能という部分について、今年は何か移動不能という方がそれぞれこの施設も極端に減ってまして、車いす使用という方が逆に減っているという形ですかね。ふえているのかな。車いす使用が移動不能されていた方たちが、随分その車いす使用というのに移っておられるのかなというように、数字から推測するんですけども、この辺の基準について、何か見直しがあったのかどうか、説明

をいただきたいのが1点目であります。

それから、2点目であります。これも各施設共通です。生活困窮者にかかわる利用者負担減免措置補助事業ということで、社会福祉法人減免に当たる部分なんです。去年の10月に制度の見直しがありまして、対象者とか補助率、それぞれ複雑にちょっと変わったわけなんです。そのことによって全体として対象者数がどんなふうになったのか、ふえた減ったその辺と、補助額ですね、その辺はトータルでわかればうれしいんですけど、数字細かくはなくてもいいんですが、全体としてその施設負担、施設としての減免額がトータルでふえたのかどうかというのと、全体として対象者数が減ったのかふえたのか、その辺を聞かせていただければと思います。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） ただいまの車いす使用と移動不能の方の見直しがあったのかどうかということでございますけれども、見直しはございません。ただ、車いす使用の方、この方につきましては、年々ふえてございますけれども、重度の方の入所が多くなってきてございます。ということでございます。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 済みません、社会福祉減免の関係でございますが、申しわけございません、数字把握してございませんので、お願いいたします。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） ただいま、その入所者の状態について、重度化しているというようなふうにご説明あったと思うんですが、この数字から見ますと、去年の移動不能、例えばこれは高社寮なんですけれども、去年の移動不能者というのは45人です。今年は23人、車いす使用者は去年は17人で、今年は41人というふうにふえたわけですね。だから重度化というよりは、移動不能の方が減って、車いす使用の方に移っているというふうだと思うんですね。これが高社寮だけじゃなくて、それぞれの見させていただきますと、どこもそんなような形なんですよね。移動不能という方が減って、車いすというふうになっているので、その基準が見直されたんじゃないかというように私は思ったんですが、入所対象者数から追ってても、これだけの移動があるというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。今まで移動不能だった方が、同じ施設の中において移動不能ではなく、車いす使用になったという方がいるというふうにはしか読めないんですが、それまた詳しく説明いただきたいの

と。

同じ高社寮で、先ほどの社会福祉法人減免ですね、こちらの方で資料で比較しますと、本入所Aという部分では8人だった対象者が3名に今年は減っています。それから、昨年合計A+Bというふうなことで、短期入所も合わせた対象者は11人から6人に減っています。また施設負担額は約48万3,000円ぐらいから30万円というような形で、施設負担も減っていますし、市町村の補助額というのも20万から5万7,000円というようなふう

に減っているわけですね。それぞれの施設でこぼこはあるんですが、この社会福祉法人減免というのが、やはり困っている、低所得で困っておられる方に対する減免措置であります。制度の見直しの中で受けられなくなった方がおられたりすることを考えますと、やはり独自減免も必要なのかなというふうに考えますので、数字の把握をしてないという感覚が、私にはよくわからないんですよね。やはり困っておられる方がいて、今まで減免が受けられていたのに受けられなくなってきたということについて、担当の方が数字を把握してないというのはいかがなものかと思しますので、ぜひとも数字の方は、全体として把握していただきたいなあというふうに思います。

質問については、先ほどの基準の見直しはあったかどうかということをお願いします。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） 入所者の状況の関係でございますけれども、移動不能の方が減っているということにつきましては、死亡退所の方がいらしていると、そういうことで減っているわけです。それから車いす使用の方につきましては、入所をされる方のほとんどの方というのが、大体車いす使用の方が入所をされていると、そういったことが原因しているということでございます。

議長（高山 功君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） この成果説明書の22ページにあるんです。その歩行等というところですが、移動不能な先ほど私申し上げたとおり、45から23です。何人減っています、19人じゃないですかね。18人か。17人ですね。17人減っています。しかし、死亡退所の方は、その前ページにありますけれども14人です。だから移動不能の方が亡くなれた人だけじゃないですよ。減っているという部分が。移動不能が17人減っているんですが、そのうち死亡退所が14人いらっしやっただとしても、3人は移動不能から車いす使用に移っているということじゃいけないんですかね、見方とすれば。

議長（高山 功君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田 剛君） この移動不能の方という、その表現の内容なんですけれども、いわゆる寝たきりの人、あるいはまた車いすで、どうしても介助が必要な方等も、この移動不能の中に入ります。ということで、車いすで介助の必要だっていう方が、自力で歩行できるようになったという点もございます。だから全部が全部死亡退所、主には死亡退所によるところの減ということでございます。ということでよろしいでしょうか。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それじゃあ千曲荘の方でお聞きしますね。38ページ、成果説明書、やはり同じく入所の状態、歩行等の中で移動不能者、昨年は35名です、今年は9名、車いす使用者は昨年は18名で、今年は42名です。ですからね、この千曲荘につきましては、26ですか、26人減っているんですよ、移動不能の方が26人減ってて、死亡退所は10人です。ですからこういう人は、じゃあ移動不能の方で、この人は車いす使用ですというその基準が変わったんじゃないかというふうに思ったんですけれど、それ本当に変わらなかったんですかね。これだけの数字の動きがあるというのは、先ほどの説明でよろしいんですか。

議長（高山 功君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（町井和夫君） ご質問の件でございますけれども、この状況につきましては、先ほど高社寮の施設長の方から説明のあったものと同等でございます。なお、千曲荘におきましては、先ほど食事介助の必要性とか、そういうことも含めまして、可能な方についてはできるだけ車いすで移動していただくようなケアをしております。そんなものもここへ加味された数字ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第18号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第20号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定までの3議案について願います。ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、先ほどお伺いしました食事の問題についてお伺いしたいん

てすが、それぞれの議案に、食に係する施設長のいわゆるアレルギー等の入居者の実態にあった食事介助が行われているのかどうか。アレルギー、あるいはそういう人たちが、どれほどおいでになるのかお伺いしたいことが1点。

それから、短期入所者の利用される方で、利用料の未済額が計上されているわけですが、この未済額の内容はどういうものになっているのか、お伺いしたいというように思います。

議長（高山 功君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（山岸元春君） 質問の件でございますが、アレルギーの件につきましては、入所されるときにおうちの方、そういった方と話をしまして、そういった部分での食事の制限をしているというふうなことでやっておりますが、全体の中での何人いて、どういうふうな内容であるかというふうな部分につきましては、内訳については把握してございません。よろしく願いをいたします。

議長（高山 功君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（丸山善雄君） アレルギーの関係でございますけれども、先ほど他の施設長の方から説明がございましたように、入所時に聞き取り調査、また本人の嗜好等の中で、納豆忌避とか卵忌避とか、そういうような状況を把握しまして対応しております。人数については、今ちょっと持ち合わせの資料がございませんのでお願いいたします。

議長（高山 功君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（武田良平君） ふるさと苑関係であります。食事の関係、アレルギーにつきましては、前段の施設長と同じ状況で対応してございます。人員については把握してございません。

それから、短期利用者の負担金未納でございますが、介護認定の更新手続が年度間にまたがったためにおくれてございまして、それぞれ2市町村で2名が該当、二月分でございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（山岸元春君） 済みませんでした。いで湯の里ですが、未済額の方につきましての金額でございますが2万5,596円、これにつきましては、長野県の国民健康保険団体連合会の方への1名分、これは被保険者番号等、そういった部分のコンピューターの方へのインプットが1名抜けておりまして、5月に再度再提出をしまして、6月に入金になっておりますもので、現時点ではその時点で未済額がなくなっておりますので、よろしく

お願いいたします。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 今お答えいただきまして、食事介助について、それぞれ対応されているというお話なんですけれども、先ほども他の議案の中でも伺ったんですが、今伺いするとやっている事実はおっしゃいますけれども、何人おいでになっているかということは掌握されてないということなんですよね。そうするとこの調理員や介護員が、どれだけそのことによって苦勞されているのか、果たしてこの調理現場が十分対応できているのかどうか、こういうことはその施設長として掌握されないで、今のようなお答えになっているというふうには言わざるを得ないんですよね。そここのところについて、そのわからないということであればやむを得ないけれども、そここのところはやっぱり少なくとも掌握しながら、適切な職員配置をされるということがごく当たり前のことだと思うんですけれども、そこらの辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 数字を把握してないことは、まことに申しわけないというふうに思うんですが、これからもその細かいところまで行き届くように、それぞれが努力しながらしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） そういうふうにやっていただきたいと思います。実態を掌握して、実態に沿った対応をしていただきたい。

議長（高山 功君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 成果説明書の61ページと71ページなんですけど、菜の花苑の入退所の状況ですね、11人の退所者のうち8人が死亡退所というふうなことで、3人の方がどういう理由で退所をされたのかというところが知りたいです。特に6月に退所された方は、恐らく要介護5の方だと思うんですよね。それと4月、5月にも1名ずついらっしゃいますけれども、これ3か5かどっちかわからないんですけれども、死亡以外の退所の理由についてお聞きしたいと思います。

それから71ページは、ふるさと苑のやはり死亡退所者数が15名、退所者数は16ということで、1名の方は10月に退所をされて、死亡じゃない退所が1名10月にありまして、要介護度が5というふうに読めるわけなんですけど、この死亡ではない退所について理由をお願いしたいと思います。

議長（高山 功君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（丸山善雄君） ただいまの死亡外の退所の関係なんですけど、この方につきましては病院へ入院しておりまして、長期になりまして、施設へ帰ってこられる見込みがないということで退所された方でございます。

議長（高山 功君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（武田良平君） 71ページのふるさと苑でございますが、10月で死亡退所でない人が1名でございますが、菜の花苑と同様、長期入院による退所者でございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第21号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第22号 平成17年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第23号 北信広域連合広域計画の変更について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成18年第3回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	特養6施設における利用者の実態は	15	渡辺正男議員	広域連合長
	栄村の特養開所について			
	自立支援法本格のスタートへの対応は			
	起債と基金について			
	広域研究会について			
2	介護保険及び障がい者自立支援法について	17	青木豊一議員	広域連合長
	「北信広域連合広域計画」に千曲川水防計画を入れるべきではないか			
	病院輪番制病院と医師不足の解消について			

議長（高山 功君） 日程2 これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、特養6施設における利用者の実態は。栄村の特養開所について。自立支援法本格スタートへの対応は。起債と基金について。広域研究会について。

15番、渡辺正男議員。

（15番 渡辺正男君 登壇）

15番（渡辺正男君） それでは、発言通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

大きな1番、特養6施設における利用者の実態は。

（1）としまして、税制改正、これはかぎ括弧つきの改正でありまして、週刊誌や新聞等で住民税が5倍になった、8倍になったというような、大変ひどい税制の改悪がありました。この改悪により、利用者の所得段階の負担はどうなったか。

（2）負担増による退所や入所希望の取り下げはないか。

大きな2番目、栄村の特養開所について。

(1) 利用者の負担は幾らになったか。これは所得段階ごとに、また介護度別をお願いしたいと思います。

(2) 管内の待機者と入所予定者の関係はどうなっているか。

大きな3番目であります。自立支援法本格スタートへの対応はということで、10月から本格スタートが実施されたわけですが、全国で障害者の皆さん大変な応益負担というように、それぞれ通所施設、授産施設などでは、そこでいただく工賃よりもはるかに高い利用負担を取られるようになったということで、全国から本当に声が上がっております。ぜひとも障害者が安心して暮らせるそういった地域、社会をつくっていかねばいけないなというふうに思いますし、自立支援法については、私はもう最初から反対をしていた一人でありますけれども、これにつきましては、広域としても障害者一人一人の実態を踏まえて対応していただきたいと思うわけであります。

大きな3番の、この(1)につきましては障害程度区分認定、これが順調に進んでいるか。

(2) 障害者一人一人の実態調査を行う考えはないか。それぞれ各市町村では障害者福祉計画を策定するわけですが、その基礎データになります調査というのは、各市町村が当然行うわけですが、この広域の中でグループホームや社会福祉法人等が経営しております授産施設や、それから支援センター、またグループホーム、こういった経営が自立支援法によって大変苦しくなっているというふうにお聞きをします。また、栃木県では成人障害者のグループホームが3棟、4棟あったものが、自立支援法のスタートによって閉所するというような事態も起こっております。ぜひとも管内の調査を行っていただきたいという趣旨で、この(2)を挙げてございます。

大きな4番、起債と基金について。

(1) それぞれの利子償還額と、基金利子収入、また利率はどうなっているか。

大きな5番目、広域研究会について。

(1) 今後のスケジュールはどうなっているか。公募の委員さんも含めまして、研究会がスタートをされたようであります。どのような議論がされて、今後どのように進んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きな点では5点についてお願いをしたいと思います。細部につきましては自席で再質問をさせていただきたいと思います。

議長(高山 功君) 青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長（青木 一君） ただいまの渡辺議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、1点目ではありますが、特養6施設における利用者の実態はということで、何点が質問をちょうだいいたしました。その一つ目であります。税制改正により、利用者の所得段階と負担はどうなったかという質問であります。税制改正による利用者の所得段階と負担についてではありますが、介護保険の利用料につきましては、現制度において税制改正により高額となる方に対しましては、激変緩和措置が講じられ、急激な利用料負担を避けるための措置がされております。高齢者控除の廃止、また公的年金等控除額の縮小等の税制改正が行われたところではありますが、広域連合6施設における改正前と改正後を比較いたしますと、第1段階から第3段階までは人数では8人の減、利用者負担額では月額5万円ほどの減額。第4段階では9人の増、利用者負担額では月額74万円ほどの増額であり、全体では人数で1人、負担額で月69万ほど増となっております。なお、利用者の所得段階別認定は各市町村で行っている関係で、増減内容等につきましては、税制改正によるものかどうかは、広域連合では把握できませんので、ご理解をお願いをしたいと思います。

次に、二つ目ではありますが、負担増による退所や入所希望の取り下げはないかという質問でございます。負担増による退所や入所希望の取り下げはないかという質問でございますが、今のところございません。

大きな2番目の、栄村の特養開所についての質問であります。その一つ目として、利用者の負担は幾らに、所得段階ごとにとということのご質問であります。特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえの利用者負担の質問でございますが、この施設は社会福祉法人博悠会が栄村に建設いたしました特別養護老人ホームで、この11月1日に開所されたところであります。博悠会からの資料では、介護サービス費、食費、居住費の利用者負担額を広域連合施設の従来型個室と比較しますと、第1段階で1万7,000円ほど、第2段階で1万4,000円ほど、第3段階で2万7,000円ほど、第4段階で2万7,000円ほどの差額が生じております。利用者負担額につきましては、国の基準に基づき算定されておりますけれども、差額の理由といたしましては、介護報酬単価と居住費の単価がユニット型個室と従来型個室との違いによるものであります。なお、広域連合では管内入所者に限り、博悠会との協定書に基づき、居住費の負担軽減を図っていく予定であります。

次に、管内の待機者と入所予定者の関係はという質問であります。管内の待機者と入所予定者の関係でございますが、待機者は10月末現在307名となっております。特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえへ入所されました方は、管内在住者57名、管外の方が

13名とお聞きをしております。広域連合では6施設の待機者307名全員に、入所案内をお送りし、希望者を募ってまいりました。その結果、管内で申し込みをされた方は80名あり、うち57名の方が入所されることになり、23名の方は入所不可、あるいは入所待機ということになりました。その理由といたしましては、キャンセルされた方が10名、そのうち連合施設へ入所できた方が5名おられます。また、当面医療処置が必要であり、今すぐに入所が難しいとされた方が3名、そのほか比較的介護度が低く、家族が近くにいるなどの方で、家庭訪問時の面接をする中で、今すぐでなくてもという意向を持っておられる方10名などがあります。いずれにいたしましても、広域管内の待機者のうち40名の解消が図られたことは、大変喜ばしいことでもあります。しかし、まだ多くの待機者がおいでになるわけでございまして、待機者解消の問題につきましては、現在、広域保健福祉推進方策研究会でも研究しているところでありますが、管内の待機者の皆さんができる限りたくさん入所できますよう、博悠会と連携を密にする中で働きかけていきたいと考えております。

三つ目の質問であります。自立支援法本格スタートへの対応はということであります。その一つ目といたしまして、障害程度区分認定は順調に進んでいるかとの質問であります。障害程度区分認定は順調に進んでいるかのご質問であります。本年度7月からの広域連合で開始をいたしました障害程度区分の認定状況につきましては、10月末現在で9回の審査会を開催をし、122人の審査を行いました。審査状況は、当初予定をしておりました178人中の69%ほどでありまして、他の広域連合同様、若干おこなっているのが現状であります。なお、審査を行いました122人の内訳は、身体障害者27人、知的障害者48人、精神障害者33人、重複障害者14人です。また10月から開始されました障害福祉サービスの利用につきましては、経過措置として9月中に障害程度区分の認定を終えることが困難な者について、市町村が障害者本人の状況を勘案の上、みなしの障害程度区分の認定をすることで、障害福祉サービスの利用が可能となっております。今後も適切な程度区分のサービス利用に向け、より正確でスムーズな審査をしてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の障害者一人一人の実態調査を行う考えはという質問であります。この件につきましては、各市町村で実施しておりますので、広域連合といたしましては考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

四つ目の質問であります。起債と基金についてであります。その一つ目、それぞれの利子償還額と基金利子収入、利率はどうなっているかという質問であります。細かい数字等につきましては、後ほど事務局次長の方から報告をさせますので、よろしく願いをいたします。

まず起債の利子償還額についてであります。平成17年度決算で5施設合計で4,546万余となっております。起債の借入利率につきましては、借入れ時期により異なりますけれども、1.6%から6.6%となっております。このうち高い利率のものについて、財政調整基金などを活用をして繰上償還を行い、施設会計の負担を軽減したという点についてでありますけれども、この件につきましては、関東財務局長野財務事務所に確認しましたところ、繰上償還を行うに当たっては、元金のほかに保証金の納入が必要となることとあります。この保証金の計算方法などにつきましては、後ほど次長の方から説明させていただきますけれども、割安な金額になるとは考えにくいものであります。次に、基金の利子収入についてでございますが、平成17年度末決算で全施設会計の合計で199万円余となっております。基金の運用につきましては、それぞれ圏域内の金融機関への定期預金として運用しており、利率は預け入れ時期、金額等によって異なりますけれども、0.2%から0.6%となっております。施設の運営上取り崩す場合もあるため、おおむね1年定期での運用となっております。このため起債の償還については今のまま継続して行き、財政調整基金につきましては連合として運用し、運用益を確保していくのが今の段階ではよい方法でないかと考えております。

次に、5番目の質問であります。広域研究会についてであります。今後のスケジュールはどうなっているかという質問でございます。まず最初に、広域観光推進方策研究会につきまして申し上げます。会議の経緯であります。6月に委員の選定を行いまして、7月から現在まで、視察2回を含め6回の会議を開催しております。委員の構成につきましては、市町村の観光担当課から各1名、市町村推進委員といたしまして各市町村観光協会からそれぞれ1名、そして公募委員につきましては、管内外から11名の応募があり、その中から7名を選考し、現在19名の委員の皆様で研究を進めていただいております。公募委員の選考方法につきましては、幅広い年代からの意見をいただくため、各年代層を考慮しながら、また地域の観光及びそれに準ずる産業の従事者、地域バランス等を勘案しながら、志望理由等から選考をいたしました。そして、委員のほかに主体的な地域づくりを支援する国土交通省で行っている事業の地域振興アドバイザー派遣制度を活用し、観光や地域政策に造詣の深い3名にアドバイザーとしてお願いをしてあります。今後のスケジュールについてでございますが、今後3回程度の会議を行い、具体的な連携方法を見出せたらと考えております。内容によっては、来年度以降も研究を続ける必要が出てくることも考えられますけれども、おおむね年度内には方向性をまとめ、研究結果を報告する予定にしております。その研究結果に基

づきまして、来年度以降予算が必要な場合にはお願いを申し上げまして、具体的な連携方策を進めるとともに、現在策定を進めております後期基本計画への盛り込みは、日程的に難しいと思われませんが、そのほかの広域計画等へは必要があれば盛り込んでいきたいと考えております。

次に、広域保健福祉推進方策研究会について申し上げます。会議の経緯につきましては、先ほど申し上げました観光研究会と同様でありまして、現在までに管内及び管外施設の視察を含めて4回の会議を開催しております。委員の構成につきましては、市町村の保健福祉担当課から各1名、市町村推薦委員といたしまして、各市町村の民生児童委員協議会等からそれぞれ1名、当連合の施設代表として1名、公募委員につきましては管内から9名の応募があり、その中から6名を選考し、19名の委員で研究を進めております。公募委員の選考方法等につきましては、先ほどの観光推進方策研究会同様、保健福祉経験者や各年代層及び地域バランス、志望理由等から判断をし、選考しております。また委員のほかに保健福祉等の分野において幅広くご活躍されており、施設運営にも精通されている1名をアドバイザーにお願いし、研究委員会に助言をいただいております。今後のスケジュールにつきましては、観光研究会と同様に考えております。いずれにいたしましても、効果的な連携運用が図られますよう、委員の皆様初め関係各位のご協力をお願いし、進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 連合長答弁に補足いたしまして、若干ご説明を申し上げたいと思っております。

起債償還と基金利子の関係でございますが、起債の償還状況について、現在償還中のものを施設別に申し上げます。望岳荘では平成17年度末未償還元金は政府系資金で1億5,400万円ほどで、利率1.6%のものと6.6%のものがあります。17年度の利子分で296万6,255円あります。千曲荘では、未償還元金が6,841万円ほどあり、利率6.2%で、17年度利子分として492万6,272円。いで湯の里関係では、3億1,753万円ほどの元金残があります。3.85%の利率で、17年度利子分1,326万4,688円。菜の花苑の関係では、5億6,749万円ほどの元金残で、利率2.6%のものと2%のものがあり、17年度利子分としては1,343万4,932円ということでございます。ふるさと苑の関係では、6億5,100万円ほどの元金残があり、

1.6%の利率で、17年度利子分として1,087万5,079円を支払いました。それで平成17年度利子分合計が、連合長答弁のとおり4,546万円余ということになっております。

このほかですが、望岳荘にはふるさと市町村圏基金からの借り入れ返済として3億強の未償還があり、317万9,167円の利子分の支払いがありました。この分はふるさと市町村圏基金の特別会計で有効利用をさせていただいておるといってございませう。

これに対しまして基金の関係ですが、5月31日現在の残高が決算書の256、257ページに掲載しておきましたので、またご覧いただきたいと思ひます。この運用方法ですが、管内金融機関へ定期預金等預け入れいたしておきまして、その利子収入は連合長答弁のとおり、17年度決算では199万円となっておりますが、今年の8月から若干金利が上昇いたしましたので、大変なものを預けがえをいたしました。その結果、来年の利子収入見込みでございませうが、591万円ほどになっております。

繰上償還したらというような関係でございませうが、繰上償還する場合の保証金の計算方法であります。もともと支払う予定であった利子分がありますが、そのところから繰上償還分を金融機関への預け入れ等の運用した場合に得られるであろう運用利子分を差し引いた金額というふうになっておりますので、当方で運用した場合と大きな差はないというふうに考へております。

以上でございませう。

議長（高山 功君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午前11時02分）

（再開） （午前11時12分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、再質問に移らせていただきます。

大きい1番のところですが、やはり第4段階に9人の方が移られたということで、大変第4段階という部分につきましては、補足給付が受けられないというふうなところになると思ひます。大変負担がふえる人だと思ひますけれども、激変緩和があるということで、まだ数字にあらわれてきてない部分もあるんだと思ひますけれども、こうした方々が将来これからいろんな負担増、後期高齢者の医療制度みたいなものが入ってきますと、年金から天引きで

今度この保険料も、介護保険料などと一緒に引かれるというようなことで、これは2年ぐらい先になりますが、負担がどんどんふえてくる中で、この退所を余儀なくされる人や、希望してただけでも入所をあきらめるといふようなことがないように、やはり広域としても独自のそういった軽減措置はやっていただきたいなあというふうに思います。この負担増による対処につきましては、さきの県の調査では各町村から聞き取った部分ですけれども、この広域では今のところないという、先ほどのお話でありました。県の調査によりますと、全県では対象者が41名、これは3施設の老健、それから療養型ですね、それも含めた3施設合計の対象者が41人ということ。それから個室から多床室へ移られた方が11名おられるというようなふうに報告がされております。この広域の中で個室から多床室へこの負担増によって移られる、希望されたような方がもしいらっしゃいましたら、その辺についてもお願いをしたいと思います。

それから、2番目の栄村の特養ですが、先ほど費用の比較がされたわけなんですけど、従来型個室と今回のユニット個室ということで比較がされて、一番そのいいところでも2万数千円というような形だったと思うんですが、大多数を占めますその多床室ですね、広域の今現在の、そこで比較しますと第4段階の方については5万円からの一月の差が出ていると思います。一月5万円高くなって、例えば第4段階でありますと補足給付もありません。そうすると介護度1で第4段階、所得階層が第4段階の方でという比較をしますと、介護度1でも12万210円、要介護度5では12万8,370円というようなことで、とてもだれでも入れる特別養護老人ホームではないというふうに思います。よりまして、先ほどこの待機者307名という話がありましたが、管内で57名ですか、57名入所されてなおかつ307名の待機なんでしょうか。その辺をお願いしたいと思います。

それから、この管外で13人の方が入られておりますが、この栄村の特養に関しましては、連合の方から1億三千数百万円の補助金が入っているわけでありまして、おおむね1部屋月4,000円程度の管内の利用者には減額をするというようなことで説明をされてきたわけでありまして。これは39年の耐用年数に、20年から39年に延ばされたわけなんですけど、その中で4,000円ということでした。しかもその70人全員が管内の入所者ということの中で39年でした。これが57人ということになりますと、1年間に70名ですと336万円の減額になるんですが、57名ですと273万6,000円というようなことで、62万4,000円、これが減るわけです。ということは39年では返ってこない、返ってこないという言い方もおかしいですけども、39年じゃなくなりますよね。実際にはだか

ら2割ぐらい延びますから、45年、46年というような形になると思うんですが、この辺の考えについてどんなふうにされるのか、お願いしたいと思います。4,000円でやっていくのか、あるいはその補助額を上げて、39年の耐用年数の中で対応できるように、柔軟にその計算をしていくのか、その考えもお願いしたいと思います。

それから、この特養につきましては、この広域の待機者が並んでいる、その待機の順番と、今度は別の列に並ぶという形になると思うんですね。それとこっちは希望するけれども、そっちの方は高くてだめだというような方もおられると思います。300人以上の中から80人が申し込まれたということなんですが、地域的な事情があるとは思いますが、それ以外にやはり費用が高すぎて、この300人以上の方の中で80名しか希望されなかったということもあるんじゃないかというふうに私は思うんですが、それでどんなふうに選考がされたのかお願いしたいと思います。管内で300人以上が待機されている中で、管外の方が13人おられるということは、なぜそういう、順番があるんだと思うんですが、お金のある人を優先するような施設にはなってほしくないと思いますので、この57人管内、13人管外という部分については、どんなふうに選考がされたのか、どんな人が遠慮されたのか、そういう部分についてまた説明をお願いしたいと思います。

それから、3番目の自立支援法の中で、連合長先ほど障害者一人一人の実態調査は市町村でやっているので行う考えはないということでありました。先ほども質問の中で申し上げましたとおり、この広域管内には高水福祉会と社会福祉法人が経営します授産施設、それから入所施設、またグループホーム数多くあるわけでありまして。高水福祉会以外にもあると思うんですが、そういった施設の経営の状態、これをぜひとも広域の中で調べていただきたいと思います。この高水福祉会の独自でやっているということもあるんですが、広域連合ではないんですが、この旧7市町村の中から補助金をもらいながら、その中で頭割りと人口割というような形で補助をして施設を建てていただいた、そういった経緯があるわけでありまして。こういった入所施設につきましても、グループホームにつきましても、また通所授産にしましても、施設は足りていません要望がある中で足りていないわけです。これからどんどんその整備をしていってほしいというふうに、私考えるんですが、今回のこの法律改正の中で、とてもこの通所授産、またグループホームが日割り計算になったということで、もう3割、4割の減収になっているところが全国で出ています。新たにつくるなんていうことがとてもできないような状態なんではないかというふうに思うわけです。聞きますところでは高水福祉会、山ノ内に今度グループホーム、知的障害者のグループホームできたわけなんで

すが、そこの運営をお願いするというようなことになったんですが、全体の運営が大変厳しいということで、基金を取り崩さなければいけないというような中で、その仕事を受けるのもかなり大変だったというような話も聞いております。この管内の計画的なそういった施設の整備というようなことの中で、広域としてもこの認定だけではなくて、バランスのいいその施設の配分というようなことの中で、調整役を果たしていただきたいなというふうに思いますし、その中ではこの施設の経営実態というのは的確につかんでいただいた中で、将来のインフラ整備に取り組んでいただきたいと思うわけですが、それについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

4番の起債と基金ですが、利払いしているのが4,546万、利子収入は199万というようなことで、本当に基金と起債がほぼ同額ぐらいに今なっているのかなと思いますけれども、今回の補正を踏まえて起債残高と基金残高、幾らずつになっているのか、総額をちょっと確認させていただきたいと思います。先ほど繰上償還につきましては、保証金を積まなきゃいけないというようなことで、恐らく有利ではないので選択はないと思うわけですが、このせっきくの基金、管内の市町村へ融資するというような話はございますでしょうか。管内の特養の床数ですね、今現在490床ですがけれども、県とか国が示す基準で言いますとこの490床で確か整備目標は達成というようなことだと思うんですね。それでなおかつ300人の方が待機されているというようなことの中で、今後どういうふうにその特養なり、場合によったら特養じゃなくてグループホーム、あるいは宅老所とか、小規模多機能型のそういった市町村の取り組みがあるわけなんですけれども、そういった施設への融資と申しますかね、その市町村が取り組むものに対して、連合のそういった資金を活用するというようなことはできるのかどうか。その辺について聞かせていただきたいと思います。

それから、5番の広域研究会につきましては、公募の方がそれぞれ公募されたんですが落ちた方もいらっしゃるというようなことで、どんな方が公募委員に選ばれたのかという、名前はいいんですけども、どんな立場の人でどうなのかというようなことや、アドバイザーですね、国交省の地域振興アドバイザー派遣を活用して3名、観光の方につきましては選ばれたということなんですけど、この3名の方はどんな方なんでしょうかね。その個人名はもしあれだったら控えていただいても結構でありますけれども、それと広域保健福祉研究の方もアドバイザー1名の方、この方はどんな方なのか説明をいただければと思います。

ざっとそれじゃあ2回目の質問はここであれします。お願いします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） それぞれ5項目にわたって質問をいただいた中で、今2度目のお話をいただいたわけではありますが、私の方からは3番目の自立支援法に関する質問、それから4番と5番とあわせた質問を、私の方からちょっとお話をさせていただき、残りの方は次長の方からまた説明をさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番目のそれぞれの市町村の中に経営をしているグループホーム等、小規模施設に対する実態をもうちょっと承知した上で、その調整役を連合としてしたらどうかという内容のご指摘、またご提案をいただいたわけではありますが、そのような時期が今後将来的に来るやもしれませんが、今のところ連合としての考え方は、それぞれの市町村にしっかりとその管内にあります諸施設を、実態をよく承知していただき、これが連合としての役割といたしますか、連合の果たすべく仕事の中に、今後市町村からの意見をお聞きする中で発生してくるならば、その時点でしっかりと協議をした上で、足を一步踏み出すようなふうにと考えたらどうかと思うわけがあります。今のところ大変それぞれの小さな施設であればあるほど厳しい経営が強られるということは、十分予測されるわけではありますが、その実態をまず先ほど申し上げましたとおり、市町村に把握していただきたいと。そして私ども連合の役割があるならば、そこで調整をさせていただき、そのような場面も将来考えられるということの程度で、今の段階はとどめさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、それに一部かかわる話ではありますが、今、管内で整備されている490床、これはとりあえずこの管内の規模から言うならば、現在適正と言えども、今後どうなるかという問題ではありますが、確かに大型の施設をこれからぼんぼん建てるなんていうような、そんな状況ではありませんし、もちろん財政的な根拠もないわけがあります。全体的な国の動き、県の動きを見ますれば、ますます小規模化した、それぞれの点在する小施設でもってその対象者の皆さんのカバーをするという、そのような地域事情になってくるかというふうに思います。それがまさに、今、5番の課題でありますけれども、広域研究会に実は託しておる研究テーマとしてお願いしているわけがあります。そんな研究会から上がってきた答えを待ってですね、連合としてのどのような支援をすべきであるか、また支援をする時期、タイミング等も含めて、またその必要がないならばないというお答えがある可能性があるでしょうけれども、いずれにしましても、方策研究会の答えを待ってまた考えていきたいというふうに思っております。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） ただいまの質問についてなんですが、まず個室から多床室への希

望があったかと、負担の増に伴ってあったのかというようなことですが、そういった希望者は今のところございません。ということでございます。

それと、さかえ特養の関係でございますが、307名はというのは57名を引いた数字かということでございますが、引いた数字ではございません。これからそこから引いていくということになります。57名というのは、管内からは57名なんです。全員が私どもの待機者ではございませんで、57名そのまま引かれる、引いていかれるということではございませんので、よろしく願いいたします。

管外から13人入っているではないかというようなことですが、選考の仕方としますれば、あくまでも博悠会の施設でございますので、博悠会の方にも入所判定委員会というものがございまして、そちらの方で実態調査なり面接なりする中で、決められた方々だということでございます。先ほども連合長答弁にもありましたが、80名管内から希望されたんですが、医療が必要でありますとか、面接する中で今すぐでなくてもいいとおっしゃっておられる方、あるいは申し込みはしたんだけど、連合の方の施設が決まったからとおっしゃるような方ということで、辞退された方もおられたということで、結果として管内からは57名で、それ以外の補うような形でということにもなるんですが、管外から13名の方が決まったというようなことでございます。

それと、管内入所者の減免の関係でございますが、39年で70人、全員管内から入ったとしたら4,000円というような計算になるということでございますが、結果として57人ということでございますので、再計算をいたしまして、39年というような一つの基準としながら再計算いたしますと、お1人いわゆる5,200円になるわけですが、私どもとしますれば5,200円というような数字に固めまして、年数は今後入所者がどんどん変わっていくわけですが、その入所者の数によって年数が前後するわけでありまして。それはちょっと弾力的に考えて、金額は5,200円に固めていきたいというふうなことで考えておりまして、博悠会さんともほぼ合意いたしております。

それと、一番最後になりますが、広域研究会の公募委員、どんな方が選ばれたのかということで、アドバイザーの関係でございますが、観光の関係であります。公募委員から6名の方入っていただいております。どういうふうにご説明申し上げていいのか、農業の自営の方、あるいは観光協会の職員の方、あと山ノ内の自営の方、それと諸団体にお勤めの方、あと管外の方であります。旅行関係の雑誌の編集をされておられる方、あるいは管内の旅館経営の方、あと振興公社の責任者の方といったような方々でございます。アドバイザーであ

りますが、国土交通省で委嘱されている方3名なんでありますが、大学教授がお2人、あともう1人の方が自営でコンサルタントのようなものをされておられる方でございます。

それと、保健福祉の関係でございますが、研究会の関係でございますが、6人の方に公募で入っていただいておりますが、中野の農業の方、山ノ内の農業の方、飯山の農業の方、あとは私どもの福祉施設の職員が応募しましたので1人、それと中野の主婦の方、あと中野で無職の方でございますが、そういった方に入っていただいております。こちらの方のアドバイザーでございますが、民間のそういった施設経営をされている方の役員の方でございます。そういった方をお願いをいたしました。

済みません、観光は7人でございます。7人先ほど申し上げたと思うんですが、観光の公募委員は7名でございます。

それと済みません、18年9月末の基金残高の合計でございますが、26億3,300万円、これにはふるさと市町村圏基金10億円も入ってございます。それと起債残高でございますが、18年度末で18億9,600万円ということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、今、基金のところでありましたので、そこをお願いしたいんですが、17年度末でしたっけ、18年度末でしたっけ。

事務局次長（関谷竹志君） 18年9月です。

15番（渡辺正男君） わかりました。10億円のふるさと基金除いても、なから借りているお金と積み立てているお金が、なから一緒ぐらいになってきているのかなあというふうに思いますし、10億円の使い方もいろいろあると思うんですが、こういったその基金を融資していただけないかという話が市町村から出ていないかどうか。将来的にその先ほど申し上げましたような、連合長からもあったと思うんですが、この基金、特養自体に使う、建てかえや何かに使うための積み立てですので、そういうことなんですが、やはり待機者がこれだけ出ている中で、整備目標達成というふうなことをクリアした上で、ほかの受け皿ですね、特養以外の受け皿みたいなことを考えていくべきだなというふうに思いますし、その保健福祉の研究会の中でぜひとも議論していただきたいなあと思うんですが、市町村で取り組むようなそういった小規模多機能型というのがありますし、入所しないでも地域でその面倒を見ていけるような体制というようなことで、そういったことの施設整備にぜひともこの基金の活

用をお願いしたいということをおし上げておきますので、ぜひともご検討をお願いします。

それから、栄村の特養なんですが、先ほど、現在の待機者数というのはどう計算していいのか、ちょっと私も困っちゃったんですが、80人申し込みが管内からあったというのは、待機者とは一致しないということの説明だったようなんですが、ということは、その特養にずっと何年も並んで待っている人じゃない人が、ほんとこの博悠会の方の施設に入っちゃった方がいらっしゃるということなんですよね。その辺の事情ですね、この80人の申込者のうちその特養の私たちの認定のそっちの方に並んでおられる方が何人いて、そのうち並んでおられなくて、この施設へだけ申し込まれて入られた方、そういった方が何人いられて、どんな理由でそういうふうになったのか。希望しても入れない人というのはどういう人だったのかね、その辺をぜひとも聞かせていただきたいと思えますし、これだけの補助金を出して、本当に困っている人が入れなくて、その裕福な人ですね、お金にこう余裕がある人がもし入れるようなことになっているんだとすれば、大変問題だと思うんですよね。例えば12万幾ら払わなきゃいけないという人が出てきますよね。それでそれ払ってもいいよという人が入ります。だけどその人はこの5,200円、先ほど説明ありましたね、1部屋5,200円、月、この補助を受けるわけですよね、その人は。例えばそんなお金とても払えないから、希望できなかったという人は、その部屋代も、5,200円受け取るわけにもいかないし、要は入所もできないわけですね。お金のない人はまた引き続きうちで面倒見てもらう、デイサービスやそういった形の中でサービスを受けるというようなことになるわけですよね。そうしたらその比較的裕福で、こういうところに入れる人のための、この1億三千数百万円の補助というのは使われたということになりはしないですかね。言い方ちょっと回りくどくてわからないかもしれませんが、要は本当に困っておられる方は旧来の多床室で、補足給付を受けながら、そういう安いところだったら入りたいからというふうに辛抱強く並んで待ってくれているわけですよね。そういう人たちのためにこの補助金を使わずに、12万払っても入れると、こっちの方は並んでないけれども、こっちだっておれ入っていいといって、そのほんと並んだ人がぽっと入っちゃう、そういう人のためにこの5,200円で使われるんですよね。その辺について考え方はどうですかね。矛盾するような気がしてならないので、これは連合長からの意見を聞かせていただきたいと思えます。1億三千数百万円以上の補助金というのは、これは39年というふうに考えますと、全くその金利にもならないんですよね。年間300万ぐらいなその部屋代補助というのは。ですね、1億三千数百万、これは金利に直しますと2.5%程度です。金利というか、1億三千数百万の中の1年間の

70床の部屋代掛ける4,000円というのはね。そうするとすごく施設には優遇したそういう資金提供というような形になっているんですが、管内で困っておられる方のためには決してなっていないというふうに私は考えるわけです。その辺についての考え方を連会長からお聞きをしたいと思います。

それから、自立支援法ですけれども、やはりこれは市町村ごとに調べなきゃいけないですね、施設についてのことは。そこら辺が難しいところなんですよね。山ノ内が例えば自分の市町村で利用者がある施設を調べるってなると、これは飯山にもある、中野にもある、山ノ内にもあるというような形になるわけなんですけれども、じゃあ飯山もその例えばふくら工房の経営状態調べる、中野もそうする、山ノ内もそうする、それぞれ利用されている市町村が調べなきゃいけないんですかね。広域でその実態把握というのはしていただくと、すごくスムーズじゃないかなあというふうに思うわけです。そういった状況についてやはりわからないと、市町村もその障害者福祉計画、これからのインフラ整備、それからサービスの提供なんかの計画が立たないんじゃないかと思うんですよね。

今までのとおりにグループホームが年に1カ所、2カ所ずつふえていく、通所授産も足りなくなれば分所という形でふえていくというふうに期待をして今までは見ていたんですが、こんなに経営内容が厳しくなってきましたと、実際にその今までは二十数日出て、22日以上ですか、出てくれれば1カ月として報酬がもらえたんですが、今回の改正ではその日割り計算なんです、特に精神障害者の皆さんというのは、毎日通える人はほとんど障害者じゃないという部分なんです。だからたまに出ていけなくなる、それで今日は気分悪くて外へ出る気にならないから出れないという人が多いわけですよね。そうするとじゃあ実際に22日通所の日があっても、そのうち15日しか行かなかった、10日しか行かなかったという人も出るわけです。知的障害の子供たちもそうなんです。実態は16日とか17日しか通っていない子供たちが多いいんですよね。それと今までは月単価でもらえてたものが、日割りで16日ですよというふうになると、これがもう3割、4割減収になります。

グループホームも金曜の夜から例えば日曜までは自宅へ帰るというふうにしていたものが、グループホームのその報酬も日割りになっています。ということは、土曜日は帰らないで施設にいてくれと、日曜日だけうちに帰ってくれというような、こういうことも起こるんですよ。施設が経営していけなくなってくるということだと思います。そこにじゃあ収入が減るのをどういうふうに対応するかといったら、人件費を減らすしかないんですよね。そうするとサービスも当然低下する、それからこれからはもうグループホームを建てたくても建て

られない、そういう時代になってくると思うんです。こういった実態をぜひともそれぞれの市町村で調べなさいじゃなくて、広域でこれは実態調査をしていただきたいと思うんです。そういった内容を各市町村に伝えていただきながら、各市町村が障害者福祉計画の中に反映させていくというような形で、必要があればそういった社会福祉法人に対して支援をするというようなことも、連合として調整役として各市町村でやはり考えていかなきゃいけないだと思いますし、市町村任せじゃなくて、ぜひともこういうものでやっていただきたいと思います。そのことの考え方について、連合長としての考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 私の方から答弁できる内容につきましてお話をしたいと思います。まずフランセーズ悠さかえに対するその連合としての助成の今回の入所決定の内訳をみたときに、適正な支出であったのかどうか。またそのことを含めて今後のことも大きな課題として投げかけられたものというふうに思います。

まず私は連合管内に住まいするもの、これは待機者の40名であったとしても、またその待機者の列に並んでない13名の方であったとしても、連合としての役割を果たすということを考えますれば、それは決して適正ではないとは言い切れない、適正であったという考え方でよろしいのではないかというふうに思います。ただ、これは大きな今福祉の提供の行政の責任の果たし方、役割の果たし方が、これからどんどんさま変わりしていかなきゃいけないほど、それこそ多岐にわたった求めるサービス、また対象人数もますますこれからの増加を考えますれば、まさに今がその正念場というべきか、今後行政としてのこれは市町村行政も、広域行政も同じでありますけれども、その行政としてのこれからのあり方は、もう一度しっかりと見据えて、方向を考えていかなければいけない時期に差しかかっているのだというふうに思います。

そんなことから、この連合といたしますれば、今年度予算で議会議員各位のご理解をいただきまして、この方策研究会を、広域研究会を立ち上げる予算をお認めいただき、スタートしたわけでありまして。そして、そこでの研究結果を待っているとは、先ほど答弁で申し上げましたけれども、このフランセーズ悠さかえは、その研究会を待たずして民間の企業が民設民営という形で、この管内に開所をするという方向になったわけでありまして、これは一つの形としては歓迎すべきものでありまして、そのことによって、この連合管内に住んでいる対象の方々が少しでも救いになればということで、大変歓迎を申し上げまして、連合として

の1億3,000万円余という助成をしたわけであります。

その助成した、その今度はこちらに対する還元の仕方は、先ほど次長が申し上げたとおりでありますけれども、この民設民営ということが大変歓迎すべきことでありまして、これから方策研究会の方で新たなるそういった民間の方々が元気を出していただける、手を挙げる可能性もあるやなしやも研究しているかのように聞いております。

と同時に、同じような民設民営であっても、もうちょっと小規模の多機能の能力を持ち兼ね備えたそのような施設等の助成ということも、ひょっとしたらそこまでは私承知しておりませんけれども、研究会の方で提案される可能性もないわけじゃないというふうに思っていますし、もしそれがその辺のところまで会議が及ばないまでも、改めて私ども行政の果たす役割の中には、これからは大規模施設をもちろん自前で建設するということは、なかなか財政的に可能なことではありませんから、財政の身の丈にあった、そして福祉の高福祉的な意味合いを持ったものを私も考えていかなきゃいけないわけでありまして、議員のおっしゃる小規模の、それこそ同じ民設民営であっても、小規模のグループホーム的なものに対する経済的な支援なり、また助成なりは、これは市町村に限らず、県、そしてこの連合というあらゆる立場の方で、それを支援をしていくというような社会現象が、これからますます問われるのではないかと考えております。ですから、繰り返しになりますけれども、研究会での答申を待って、それを根底に、私どもも、もう一度しっかりと新たなこれらの方向性を探っていくという、一つの今節目を迎えているということをお話しさせていただき、回答、答弁とさせていただきますというふうに思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） じゃあお願いいたします。

最初に、基金融資の話の関係でございますが、今のところ話は特にありませんが、各それぞれ施設でやっています財政調整基金の使い道につきましては、どういうふうにとにかくという話は、まだ全然ありませんし、これから研究会の方で、そこら辺また触れていくのかもしれませんが、そのお金を今この段階でどこへどういうふうにするということにはできないと思います。ただ、10億円のふるさと市町村圏基金の関係につきましては、各市町村へ融資するというのは、不可能ではないと思いますし、今までも実績がございます。

それと特養、さかえ特養の関係でございますが、80人の方、管内からの申し込みがあったんですが、そのうち入所された方が57人というようなことで、その57人のうちこちらの私どもの連合の施設に入りたいとおっしゃっていた方が38人ということなんであります。

その残りの方は、連合の施設には希望をしなかったんですが、栄村にそういった特養ができるというようなことを、それを聞き及んで、それぞれ博悠会の方へ申し込みをされたということでございます。申し込みされたんですが、それでいざ面接の段になりましたときに、私どもの施設でもよくあるんです、よくといいますか、あるんですが、大変不本意ながら何年も待っていただく中で、待機の状況がいろいろ変わっていくわけございまして、私どもの方で例えば施設の空きができて順番になりましたよというふうにしても、今はこれこれこういう状態で少し状態がよくなったから、もう少しうちで見るとか、そういったケースもありまして、今回そういった申し込みはされたんだけど、ちょっと状況が変わったりいろいろしたということでキャンセルされた方、あるいは家族の中で反対があって、家族が一致して入所という方向にならなかったというような方などが主でございます。それとあと医療が必要だったというような方が、今回キャンセルといいますか、入所できなかったというような方でございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ちょっと連合長に答弁を求められたものを、ちょっと落としてしまいましたので、ちょっとそのお話をさせていただきたいと思います。

連合としてのその調整というお話であります。最初の答弁では、今のところ考えてない、市町村でそれは今後とも続けてほしいというお話しさせていただいたわけではありますが、今現実に大変な制度の変更から、月計算が日割り計算になり、日割り計算することによってこれらの施設が経営難に陥ると、経営難を回避するためには人件費の削減だと、人件費削減することによってサービスが低下する。確かにこのめぐり合わせはおっしゃるとおりそのような現象はこれからますますそのような具体的な事例として出てくるのではないかとということ、共通に懸念するものであります。ですからこんなことをその方策研究会の中で、恐らくこういったことの大きな課題抽出はされていくものというふうに思います。その研究会の立ち上げも連合として初めて今年度なったわけありますから、大変そういった意味では私どもは大変重要視をして、注視している今研究課題であります。ですからこれも先ほどの答弁と同じく、この研究会の結果を待って、場合によっては各市町村と協議の上、調整役的な役割を今よりも半歩、一步踏み出たようなことになり得るかもしれませんということを含めて、先ほどの答弁とさせていただきたいと思います。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

(休憩) (午前11時58分)

(再開) (午後1時00分)

議長(高山 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

順位2番、介護保険及び障がい者自立支援法について。「北信広域連合広域計画」に千曲川水防計画を入れるべきではないか。病院輪番制病院と医師不足の解消について。

17番、青木豊一議員。

(17番 青木豊一君 登壇)

17番(青木豊一君) 青木豊一でございます。通告いたしました3件についてお伺いいたします。

最初に、介護保険及び障がい者自立支援法についてであります。その一つは介護保険について1点、介護保険法改定に伴い施設利用者にどのような影響が生じたか。

2点、療養病床と希望者の状況。

3点、施設入所者の判定基準等について。

4点、栄村の民間特養ホーム設置に伴う管内入所者の実態及び補助金、雇用、地域の食材利用等について。

5点、老朽施設の改築についてであります。

二つは、障害者自立支援法の判定の状況と結果について伺います。

第2は、「北信広域連合広域計画」に千曲川水防計画を入れることについて提案であります。

1点、7月の豪雨災害における管内の影響について。

2点、西大滝ダムによる水害の影響が心配されますが、影響と対応について。

3点、千曲川の水防対策は広域管内の住民の生命と財産を守る上で重要な課題と考えます。しかし、本議会に提案されている広域計画には、その具体化がありませんが、どうお考えか。

第3は、病院群輪番制病院と医師不足の解消について。管内では二つの病院での休日夜間救急病院がありますが、医師の実態及び今後の対応について伺います。

以上です。なお、継続質問については自席で行います。

議長(高山 功君) 青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 青木議員の質問に対してお答えを申し上げます。

まず1点目の介護保険及び障がい者自立支援法についての質問でありました。そのうち介護保険法改定に伴い施設利用者にどのような影響があるかというご質問についてであります。昨年10月の介護保険制度の改正によりまして、食費、居住費が保険給付の対象外となり、食費につきましては全額本人負担となり、あわせて新たに居住費の負担が加わったところであります。低所得者に対しましては、所得に応じた負担限度額を設け、減額相当分につきましては介護保険から補足給付され、低所得者に配慮した改正となっております。また今回の改正によりまして、状態がそれ以上悪化しないようにするための予防といったしまして、介護予防サービスが新設されたところであります。介護認定審査会の審査状況等につきましては、次長の方から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

二つ目の、療養病床と希望者の状況についてのご質問であります。療養という言い方がいいのかどうか分かりませんが、広域連合の6施設における療養者の状況につきましては、鼻腔及び胃ろう等の経管栄養の方は、9月末現在で施設合計で59人です。また広域連合で把握しております経管栄養等の療養で入所待機者の方は同じく9月末現在15人ほどです。経管栄養等で医療ニーズが高い利用者の対応につきましては、利用者の安全性を考慮し、医療ニーズに対応できる施設等と連絡をとりながら、広域連合として必要な体制づくりについて、今後も十分検討して、研究していきたいと思っております。

次に、3点目ですが、施設入所希望者の判定についての質問であります。広域連合では平成15年4月から毎月1回入所検討委員会を開催しており、特養の入所優先順位名簿を決定し、施設に退所者がした場合にその順位名簿の上位から入所をいただいております。その入所検討委員会は広域連合事務局に設置され、市町村職員、居宅介護支援事業所のケアマネージャー、広域連合の運営をする特養の職員、計9名によって構成をされております。

入所検討の流れといたしましては、入所希望者から寄せられた入所申込書、情報提供ごとに介護度、認知症である老人の自立度、介護者等の状況、在宅サービス利用率の評価を行います。この個別評価項目の配点につきましては、長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドラインに沿ったものであります。ガイドラインの趣旨といたしましては、在宅サービスを最大限活用しても、在宅での生活を送ることが困難である入所申込者を優先入所させることを目的とするとありますために、在宅サービスの利用率の配点が高くなっております。現在、広域連合の入所検討委員会では、県内の広域連合の状況、あるいは他県の状況を参考に、ガイドラインの見直しが必要なのか検討を進めているところであります。

次に、4点目、栄村の民間特養ホーム設置に伴う管内の入居希望者の実態についてであります。この件につきましては、先ほど渡辺議員にお答えしたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、5点目の、老朽化した施設の改築についての考え方ではありますが、現在広域管内で建てかえの時期を迎えている施設につきましては、最も古い施設が高社寮でありまして、建設から25年が経過しております。老朽化が進むことから、当施設の改築を平成22年ころには行う必要があるのではないかと考えているところであります。ただ、新たな施設整備は財政面でも長期的債務を負うこととなりますので、限られた財源の中で民営化等も含め、本年度発足をいたしました広域保健福祉推進方策研究会において、今後運営等全般を含めて方向性を研究していただいているところであります。

次に、障害者自立支援法の判定結果についての質問であります。先ほどこの点につきましては、渡辺議員にお答えしたとおりであります。なお、2次判定での変更状況ではありますが、122人の審査案件のうち、86人の変更がありました。

次に、各障害別の変更状況ではありますが、身体障害者は27人の審査案件のうち9人の変更、知的障害者は48人の審査案件のうち36人の変更、そして精神障害者は33人の審査案件すべて変更がありました。また10月から開始された障害福祉サービスの利用の暫定措置の内容につきましては、渡辺議員にお答えしたとおりでありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

次に、大きな項目として、「北信広域連合広域計画」に千曲川水防計画を入れるべきではないかとの質問であります。そのうち1点目の、7月の豪雨災害における管内の影響についてのご質問であります。住宅の床上、床下浸水を初め、農地への冠水被害、通行どめ等による住民生活への影響など、大変大きなものがあつたわけであります。連合としては現在把握している範囲で被害状況をお答えしたいと思っております。

住宅被害につきましては、床上浸水が4戸、床下浸水が34戸、土砂崩落による軒先の被害が1戸、合計で39戸となっております。住宅被害、車庫、物置などではありますが、69棟の被害となっております。また農地の被害につきましては、被害面積が414ヘクタール、被害金額で約3億4,030万円となっております。主なものでは、中野市におきましては果樹が約2億5,400万円の被害を受けております。避難勧告につきましては178世帯、566人に出されております。細かい数字につきましては、後ほど次長に報告をさせますけれども、中野市、飯山市など千曲川流域において多くの被害が発生してござ

す。

次に、2点目の西大滝ダムによる水害の影響についてであります。西大滝ダムにつきましては、ご存じのとおり東京電力の発電所への取水のための目的で、1939年に設置されたものであります。このダムがあることによって、土砂堆積などにより千曲川の河床が上昇しているのではないかという点についてであります。この点につきましてはいろいろな見方があるようであります。東京電力及び千曲川河川事務所で行っている測量などでは、河床の上昇は認められていないということをお聞きしておるところであります。連合といたしましては、手元にデータ、資料などありませんので、この点につきましては明言は差し控えさせていただきますと思います。

次に、3点目ですが、千曲川の水防対策は広域関連の住民の生命と財産を守る上で重要課題だと考えるかどうかという質問であります。千曲川の水防対策がこの地域の重要課題の一つであるということにつきましては、もちろん連合としても認識しているところあります。この水防対策につきまして、広域計画に入れるべきではないかということでもありますけれども、千曲川の防災対策等につきましては、平成17年2月議会におきまして、青木議員よりご質問をいただき、答弁をさせていただいた経過がございますけれども、現在も関係する市町村及びそれぞれが加盟する協議会、同盟会などによりまして、国、県に対する要望活動などを積極的に行っているところであり、今後もその活動に大いに期待をするところあります。広域計画につきましては、この連合が行う事務事業を定めるものとされておりまして、ご質問の千曲川水防計画につきましては、現在のところ計画に盛り込む考えはございません。

次に、大きな3点目ですが、病院輪番制病院と医師不足の解消についてであります。その中で休日夜間救急と、医師の実態及び今後の対応についての質問であります。病院群輪番制病院はご存じのとおり休日または夜間における救急患者の入院治療を実施するための病院であり、広域関連では長野県厚生連北信総合病院、飯山赤十字病院の2施設であります。本来、休日等は当番制で実施するところありますけれども、両施設につきましては年間を通じて休日等の受け入れに大変ご配慮をいただいているところあります。

次に、医師不足につきましては、大変私も心配するところあります。今後、救急医療体制の万全を図るため、各市町村と連携を密にし、医師不足解消のため関係機関に働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 青木議員さんご質問のうちで連合長答弁に補足して、若干お答えをしたいと思います。

最初に、介護保険法の改正の関係でございますが、今年の改正では大きな改正といたしまして、要介護1が介護1と支援2というような形で分かれたんでありますが、今年の4月から7月に認定更新を行った方で、要介護1から支援になったという方は、施設入所の方ではございませんでした。私どもの方で介護認定審査会をやっている関係で、施設入所以外の方、在宅の方なんです、その方で要介護1から支援になった方は、対象となるのは中野、飯山、山ノ内ということでございまして、木島平、野沢、栄は支援センターの設置がないという関係で、従来どおり判定を行っておりますが、その2市1町の中では更新対象者が298人のうち、支援1になった人が18人、要支援2になった方が68人、合計で86人、28%という状況でございました。

続きまして、7月の豪雨災害における管内の影響についてでございますが、被害状況につきまして、市町村別にちょっと申し上げたいというふうに思います。住宅被害であります、床上浸水、中野市1戸、飯山市3戸、合計4戸であります。床下浸水、中野市22戸、飯山市10戸、山ノ内町1戸、木島平村1戸、合計34戸ということで、その他被害といたしましては、土砂崩落が中野市で1件ございました。住宅被害でございますが、中野市で39棟、キノコ施設で16棟と、飯山市で14棟ということで、合計69棟でございます。

それと避難勧告でございますが、中野市では146世帯479人、飯山市では32世帯87人ということで、合わせて178世帯566人に勧告が出されております。

農地被害の関係でございますが、中野市では被害面積204.33ヘクタール、被害金額が2億7,775万5,000円ということでございます。飯山市では144ヘクタール、5,178万7,000円。木島平村では62.3ヘクタール、975万2,000円。栄村では346ヘクタール、109万9,000円。合計で414.09ヘクタール、3億4,039万3,000円ということになっております。

よろしくお願ひいたします。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは継続でお伺いしたいと思うんですけれども、一つはこの療養病床群を含め、栄村の入所等についても、基本的には同様なものでありますのでお伺いをし

ていきたいというふうに思うんですけども、先ほど連合長の答弁では、県のモデルに従ってやられるということですけども、ご承知のように、この福祉施設について待機者がいた場合に、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案して、優先的に入所を義務づけられているわけですね。これは公的施設であろうが民間施設であろうが福祉施設である限り、指定介護施設である限り当然なことのわけです。

ところがこの連合の判定の評価は、最も高いのが在宅サービスにおける利用状況ということになっているわけです。そうすると在宅にいて一生懸命お金がなくて、お金とかいろいろな都合で自分で介護していたら、何年、何十年介護しても基本的には例えば介護者がいなくなったというようなことになっても、極端に言えばですね、評価点数は極めて低いと、こういう結果になって入所がおくれてしまうわけです。事実この病院から保健施設に移られて、1年余施設を複数回られたわけですけども、そこで短期入所に入所を希望されたら、そこで初めていわゆるケアマネージャー、介護保険の申請をしてなかったと、こういう事実が明らかになりました。この間、関係するところからは行政にもしばしば連絡もとっていたわけですけども、その結果、この方は自宅では障害者の方と、そしてまたこのお子さんをもった若いお母さん、こういう状況でもいまだ入所ができないという状況になっているわけです。ここはやはりこの連合の判定基準が、いわゆる省令で言われている介護度の必要程度及び家族等の状況を勘案するというですね、この通達を横に置いて、そして判定を進めている。入所基準を順位を決めている、ここに私は大きな問題があるというふうに思うんです。このことについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

また、先ほどこの栄村の施設の問題について、管外の人たちが2割、あるいはまた管内の方でも待つておられる方が入所されたのではなくて、もちろんその方も入所されましたが、それは待ちの人たちが40人で、他の16人の方は待ちとは関係なく入所されている。なぜこういうことが起きるのかどうか。これは民間施設だからといって見過ごすことはできません。なぜならこの平成15年の11月4日に、この保健施設をつくる上での協定書を当時の連合長と民間施設と結んでいます。そこの第1条で、北信広域連合管内の利用希望者を最優先することを確認した。この協定書の実態、内容から見ても、あるいはまた総務省令等の省令から見てもね、なぜ先ほどのお答えのような入所がされたのかどうか。

これは先ほど申し上げましたように、民間施設だからということにはならないで、いわゆる協定を結んだ連合そのものがですね、この協定に対して厳密な履行を求めなかった、ここにやはり私は最大の問題があると思うわけです。一体この入所待ち以外の16人の皆さん方

が、どういう基準をもってこの入所できたのかどうか。そしてまた管外の人たちが2割をやる、入る、本来の私たちが補助金を出した目的というのは、この管内における入所待ちを最大限定員いっぱい減らして、そして入所を希望される皆さんやご家族が安心できる、こういうことのために補助金を出している。それを発足をスタート段階からそれがやはり崩れているということは、これからいよいよ将来に向かってそれらの心配は尽きないわけです。なぜこういうことになったのか、あるいはまた16人の皆さん方がどういうことで入所できるようになったのか、あるいは圏外、管外の皆さん方の市町村、あるいは長野県外の方がもしおいででしたら、そういう実態をお答えいただきたいと思います。

最初ここをしっかりとっておかないと、結果的にいわゆる企業、施設の側が利益のために運営をされかねないわけです。この私たちが目的としたものとは全く違った方向に進んでいく、こういう点で、このことははっきりとお伺いをしたいというふうに思います。

また、先ほどお答えでは確か補助、いわゆる1人当たり5,200円の軽減をされるというふうに受け取ったかと思うんですけども、これも算定基準をどうなっているのかどうか。そしてまた私が今年の2月の議会でお伺いしたところ、この4,000円の根拠とそれからまたこの4,000円というのはいわゆる長期と短期の両方合わせて4,000円というふうになっているわけですが、しかし、もし管内以外の人が入ったときにはどうするかということについて伺ったところ、それは今後施設側と話し合いをして、そして協定書なり約束事をしっかりとって、問題のないようにしたいというのが連合長のお答えでした。そういう点で、この補助金の支出や、あるいはまた現在既に起こっている管外の人たちが2割もい、待ち以外の人たちがさらに16人ですから、これまた1割5分くらいの人たちがいるという、こういうことが今後当然のごとくに続いていったとしたならば、私たちのこの介護を抱えている皆さん方の問題を解決するということはできなくなってしまうわけですから、おくれるわけですから、このことについて協定なり、この不具合に対するその補助金を含めたそういう約束事を明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、判定とのかかわり合いでお伺いしているわけですが、例えばこういう事実がなかったのかどうかお伺いしたいと思います。生活保護であるがゆえに、施設の入所ができなかったと、こういう事実があるというふうにお聞きしましたが、この実態。あるいはまたこの入所を希望されたが、病気等によって断られたようですが、この方はその待機者に回されようとしたようですが、こういうことが少なくとも広域の6施設にはないと思うんです。これが民間施設の中で問題になってくると、ここにやはり民間施設におけ

る私は大きな問題があるというふうに思うわけです。このことについての事実と経過について、そしてまたこういうことが今後も起こり得るというふうに思うんです。そういう点で、この問題について今後を含めてどう対応されるか、お伺いをしたいと思います。

それから、老朽化施設の問題についてでありますけれども、先ほど連合長のお答えは、民間施設も含めてというお答えでした。ところが民間施設が既にこういう形で問題を最初から吹き出してきていると。負担は少なくなったかもしれないけれども、肝心かなめの管内の皆さん方のこの介護の負担軽減に結びつかないと、こういうことになったとしたならば、これまた大変なことになると思うんです。そういう点ではやはりこの安易な民間ではなくて、やはり十分な検討と適切な規模や過大な投資ではなくて、その入居者に合った形での改築を求めたいと思います。

私はこの栄村の民間施設のときにも、厚労省と電話ではありましたけれども話をして、すべて個室でなくてもいいという回答をいただいたわけですがけれども、結果的に全室個室化されました。先ほど来も希望者が80人あってできなかったということの中に、いろいろあったかと思いますが、それは現実問題として、入りたいといった人がお金がないから入れないということは、なかなか言いにくいことだと思うんですよね。一体栄村のこの施設に入居する場合に、それぞれの介護度ごとで、あるいは所得によって、最低と最高はどれだけのものになるかどうか。このことについてお伺いいたします。

次に、二つ目の障害者の問題についてちょっと言っておきますが、先ほど判定結果がまさに予想したとおりなんですけれども、2次判定で身障者が33%、知的障害者が75%、精神障害者が100%、全員この1次判定と2次判定で違くと、こういう結果が出ているということは、やはりこの第1次調査の段階でいかに対面におけるこの調査というものが、障害者、なかんずく知的障害者や精神障害者に非常にやはり実態に合わない調査がされる傾向が強いということからいたしましても、やはりこうした問題について、十分関係市町村とも連携をとって、実態にふさわしいやはり適切な調査を1次判定でもするように求めたいし、なおかつ精神障害者の皆さん方は、医師が少ないためにまだ判定を受けない人たちもかなりの数に上っているということも、比率として何割かにあることも私の調査でも明らかです。こういう問題をやはり速やかに解決して、それぞれの皆さん方が安心して利用できるようにしていただきたいと思います。

次にこの災害、千曲川の水防計画を連合計画に入れてほしいという問題ですけれども、先ほどお答えがありましたけれども、同時にこのことは千曲川とあわせて雪害の折にも2月の

ときにお伺いいたしました。そのときについては、連合長は最後の答弁で、十分研究をしていきたいというお話でしたけれども、千曲川が雪害かという問題ではなくて、災害問題というものはこれはもう避けて通れない問題であるし、それだけに連合としてどういう方向を進めていくかということは、やはり調査研究に十分値する問題だと思います。

そういう点で、このことについて改めてお答えをいただきたいし、またこの水害の西大滝のものについてですけれども、なかなか千曲川の工事事務所も責任があるもんですから、教えないんですけれども、やっと今年の7月の流量が明らかになりました。約一応想定しているんですけれども、5,900トン立ケ花であったと言っています。そうするとどういうことになるかといいますと、34年8月の立ケ花と今年の夏の流量を比べると、81%に減っています。水位は102.3%、これがさらに大倉崎のところでは流量のパーセントは81%、そして水位は約138%というふうに、この東京電力は影響はないと言いますが、西大滝に近いところでは明らかにその影響と思われる数値として出てきているわけですね。こういう点からいたしましても、私はやはり十分この連合としてこの問題を広域計画に入れてですね、問題の行政としてこの問題について本気で取り組むべきだというふうに思います。

最後に輪番制の問題についてですけれども、先日もある方から、平日のことでしたけれども、みずからもむち打ちで病院に入っておられたら、そこへ救急車で患者さんが見えた。その患者さんが意識不明でないということを確認された上で、他の病院に移すよう指示されたそうです。救急外来がこういう状況というものは、私たちがテレビで見るだけではなくて、同じことがこの管内でも起こり得る、こういう問題としては私は背筋を寒くいたしました。こういう点で、医師不足の医師の実態や、本当にやはりこの救急外来や、あるいは救急のときに、この地域住民がこの二つの基幹病院について安心して命を預けることができる、こういう体制をとるのは、この連合として私は当然のことだと思うんです。

改めて以上のことについて連合長にお伺いいたします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 順を追ってお答えを申し上げさせていただきたいと思いますが、まず入所判定にかかわるどんな根拠を持ってということであますが、当面介護の必要程度、また家族の状況等を勘案するという大前提にあるわけでありますが、実態は利用状況がどんな状況であるかということが、1番にその条件とされているということから、実態から言いますと大変その辺がちょっと不備ではないかというご指摘かというふうに思いますけれども、

これはやっぱり総合的に判定されるべきものでありまして、またそうあるというふうに私は信じておりますけれども、いずれにしるその根拠とすべき条件が、何か特定の一つの項目だけで判定したのでは、それぞれ特異的なケースにとっては不公平が生じたり、実態にそぐわなかったりということが出てくるのではないかというふうに思います。

例えばその利用状況が1番であるということは、少なくとも利用が必要とされる状況であるということですから、家庭内ではどうしてもおさまりきれないという状況も、やっぱりそこには象徴的に出ているものではないかということでもあります。ですからあながち利用状況が一番その判定材料にされるということ自体は、決定的に間違いであるとは思いません。ただ一つの大きな指標であることは間違いのないわけでありまして。ですから今後とも十分にいろんなあらゆる角度、あらゆる手法をかんがみて、一つの条件だけではなくて、あらゆる条件を検討した上で入所判定がされることを願うものでありまして、そのように私はまた機会あるごとにその整備に当たっていきたいというふうに思っております。

それから待機者、今度のフランスーズ悠さかえの件であります、管内を最優先するということが、もちろん私どもの補助要綱のトップに一応文言として整理されているわけですが、これはちょっと先ほど渡辺議員にもお答え申し上げたとおり、広域連合の並ぶ順番のその待機者、現在307名という、もちろんそこにその待機者の中から入所がなかったという方、またこの列に並んでいなくても管内であるならば入所がなかったという方々が合わせて57人いるわけでありまして。これはその列に並んでいた並んでいないにかかわらず、管内である限りは私ども連合でもって助成をしたという、その意味は通ずるものではないかというふうに思っております。ですから、80名という中から現実には23名がかなわなかったわけでありましてけれども、それは先ほど渡辺議員の質問に対して次長の方からご説明申し上げたとおり、それぞれのかなわぬ条件があり、また対象者の方々もご家族の方も、今回は納得づくで、そういった結論を受けとめていただいたものというふうに認識をしているものであります。

5,200円の算定基準の根拠につきましては、その基準は先ほども、これは次長もちょっと先ほど申し上げましたけれども、またその算定の数式そのものも必要とあらば、後ほど次長からまたお答えをさせていただきたいというふうに思います。

それから、私の先ほどの答弁の中で、今後民営化等も含めてということで申し上げをさせていただいた点を、またさらにご指摘をいただいたわけでありましてけれども、やはりこれからは、やっぱり福祉のあり方、行政としての福祉サービスのあり方は、非常に原点を問われ

ている時代であるということは、先ほど申し上げたとおりでありまして、どうしても私どもの経済的な能力的なことを考えあわせれば、これからもその50人、60人という一挙に待機者を解消するというような施設建設は、どうやっても無理なわけでありまして。また今私どもが持ち合わせている基金もですね、内容的に言えばあと1施設をつくってしまえば、もう枯渇するわけでありまして、根本的な問題をやっぱり見据えていかなきゃいけないところでは、先ほど渡辺議員にお答えしたとおりであります。そんなことから、広域研究会の結論を大変私自身も楽しみにしているわけでありまして、これからの基金の使い方等を含めて、この民営化を、民設民営化をするという企業、民間の方々がありましたならば、そこに改めて今までなかったような連合としての助成のあり方を考えてみる、そんな時代に来ているのではないかという意味から、先ほど民営化等も含めてという文言を使ってお答えをさせていただいたわけでありまして。

それから、救急外来がほかへ回されたという件でありますけれども、大変これは現実的に起こり得るような状態の、この管内の2施設の病院である、現実の実態はこんなことがあるかというふうに思います。私も決して耳に届かないわけではなく、ある状態が聞いておる状態であります。でありますから、二つの病院をそれぞれの設置の近隣の皆さんで組織されているそれぞれの運営協議会の中で、もうこれは地域全体の問題であるということで、もう検討が始まっているのではないかというふうに思います。私も立場上、北信総合病院の方では運営委員会の運営委員長の方を拝命しているわけでありまして、そこでももう時間をかけて今協議、何とか解消すべき協議をしているわけでありまして。同じことが飯山赤十字病院の方でもあろうかというふうに思います。ですから連合が必要とあれば出てくるということも、今後はあり得るかもしれませんが、今それぞれの病院の運営協議会の協議にご期待を申し上げているということを申し上げさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 連合長答弁に補足いたしまして、若干ご説明申し上げたいと思っておりますが、最初に入所基準の関係でございます。利用率ポイントが高いではないか、その他のポイント低いのではないかというようなお話でございましたが、最初の連合長答弁にもございましたとおり、若干これは県のガイドラインに基づいておるわけでございますが、いろいろなケースを処していく段階の中で、委員さんの方からも意見があったりする中で、意見交換やら情報収集やら今進めておるところでございます。そういった形で検討を進めておると

ころでございます。よろしくお願いいたします。

それと、栄村の特養の関係でございますが、待っていない人が入られていたのはなぜかというようにご質問がございました。私ども307人ですか、今、待機者あるわけでございますが、その方たちは言うならば北信広域連合の6施設に入りたい、それぞれこの施設、どこの施設というような希望もとってあるわけでございますが、そういうその方たちにフランセーズ悠さかえができるよというふうな、よろしかったら申し込みしてくださいってのご案内申し上げたんですが、その300人の中でフランセーズ悠さかえに申し込みした人は51人だったわけです。それ以外の方は連合の施設空くまで待つよという意味というふうにとれるわけですが、全然待っていなかった方たちというのは、どういうふうにとらえたいのかと申しますと、入りたい希望はあるけれども、なかなか難しいし、今のところ頑張っていようかなというだけけれども、栄村にできると、そうすればじゃあ申し込みしてみようかなと、連合の施設はともかく、栄の方へ新しいのできるなら入ろうかなというふうにとらえるのが妥当なのかなというふうな気もしますが、いずれにしても、連合には申し込みできないけれども、博悠会の方へは申し込むという方が、現実には30名ほどおったということでございます。その方たちが要するに16人ですか、14人ですか、入られたということで、最終決定は博悠会の先ほど申しあげましたけれども、入所判定委員会の方で決定したということでございます。

今後のことあるわけですが、先ほどの補助の関係も含めまして、覚書を交わすような予定になっております。その中では、入退所につきまして随時情報交換するというような1項ももちろん設けますし、補助金ですか、5,200円の関係ですが、その関係も盛り込む予定にしております。当然のことながら5,200円の補助対象は管内の方と、管内出身の方で身元引受人が管内にいらっしゃる方も含めるという形で協定を結ぶということの予定にしております。

5,200円の考え方でございますが、先ほど渡辺議員さんのときにもご説明申しあげましたが、広域連合の助成金が1億3,723万7,000円というふうなことでございますが、減価償却年数を39年ということに、ある程度用途を置きまして、年間にすると12月でございますが、まず最初に入られる方が57人ということで、補助金額をそれらで割っていきますと、1人当たり約5,200円ということになります。その金額を固定いたしまして、先ほど申しあげました管内からの入居者に対しての減額を実施していくということでございますので、入居者人数は随時変更していくわけですが、それによりまして、その年数が

流動的に39年というのが短くもなるし、長くもなるというような形の協定を考えておると
いうことでございます。

それと済みません、老朽化施設の関係でございますが、無理やり個室、済みません、先ほ
ど特養さかえの関係で、生活保護の方が入居できなかった事実はないかというようなご質問
もあったわけですが、老人ホームというか、さかえの方へ聞きますと、そういう事実とい
いますか、それはあったようです。ということは生活保護の制度上ユニット形式の施設には
入れないんだということがありまして、それはさかえの施設はすべてユニット形式でござい
ますので、入れなかったということでございます。よろしく申し上げます。

それと老朽化施設の改築の関係でございますが、特殊事情があればすべて個室でなくて
もいいよということは確かにあるようなんですが、その辺、私どもの方でもちょっと聞いてみ
たんですが、圏域内の特養施設がおおむね70%以上個室化されていれば、施設整備の際
には複数室をつくってもいいよと、多床室をつくってもいいよというようなことの回答でござ
いました。ですので私どもの方、まだまだ個室率本当に20%も満たないような状況でござ
いますので、ちょっとしばらくは多床室は難しいのかなというふうに考えております。

それと済みません、障害判定の関係ですが、確かに2次での変更率が高いわけですが、こ
れは国の基準に従って判定しておるわけございまして、1次の結果を補正する意味で2次
というのが設けられておると思うんでありまして、今は暫定的に1次のみで決定している
という状況はあるんですが、間に合えば当然1次、2次結果を踏まえた結果ということになり
ますので、そういうことでお願いしたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番（青木豊一君） 災害のことについて、広域計画とかそこら辺のことについて。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 大変失礼いたしました。千曲川の水防の件につきまして、答弁
ちょっと漏らしてしまいました。議員がご指摘いただきました昭和34年8月の流量81%、
そのときにもかかわらず水位が102.3%ということのご指摘をいただきました。この数
字だけから判断いたしますと、水量が減ってきたのは、また水位が上がったのは、水量が
減ったにもかかわらず上がったのは、やはり河床が上がったということの指摘をいただいた
ものというふうに思います。

ただ、私は思いますに、そのことの原因が西大滝ダム、そのダムの存在がそういった流量

の変化、また水位の変化をもたらしたという、きちっとした見解は国、また千曲川河川事務所から私どもは直接まだいただいておりませんので、私は思いますに、川そのものは上流から下流へ土砂を運ぶものという大前提から考えますれば、あながちそういったものだけがすべてとは言えないのではないかというふうに思いますが、いずれにしましても、国の正確な正式な見解はこれからも求めていきたいと思っているところであります。今のところそんなことも含めまして、広域の連合の中での計画の中には、このことを研究する今のところ準備がございません。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 私は、なぜ栄村に広域が補助金を出して施設をつくったかと、この原点をもし踏み外していたならば、その先ほどお答えになられませでしたけれども、例えばまじめに入所待ちですよ、例えば順番を待っておられたと。ところが、おお、おれ忙しいんだからといって別な列に並んでですね、それで入所されたと。いわゆる特別養護老人ホームの連合の施設であろうが、民間施設であろうが、結局今利用される住民の皆さんは、勝手に自分で選択できないで、空いているところに行かざるを得ないんですよ。ところがこの省令で指定介護老人福祉施設は、空きがある場合には介護度の必要程度及び家族介護の状況を勘案云々となっているわけですよ。それはだれが知っているかということ、連合が一番知っているわけですよ。連合に施設に入りたいという希望がない人が、別のところからすっとうと行ってしまおうと、こんなことがやはり公然として、私たちが連合として施設運営の責任を、あるいは1億3,800万円ほどの補助金を出していった、この責任をやはり我々は負えるんですか。

全く民間の施設が勝手に、三重県の老健施設のようにやられたという場合は、それはそれとしてもあるでしょうけれども、私たちは少なくとも栄村につくるという方針の上で、選択肢の過程の中でたまたま民営化を取り入れただけにすぎないんですよ。そうしたら全くその施設の言うとおりになっていたということになれば、結果的には渡辺議員も指摘したように、お金があるものはどんどんどん施設に入れる、例えばこれは国の制度がいけないんですけれども、ユニットには生活保護世帯は入れないと、ならば多床室をつくれればいいのに、多床室はつくってはならない。こういうふうにお金のない人たちにさまざまな障害物を前に並べておいて、そして待ってなさい、待ってなさいと言わせておいて、お金の人は今度は逆の、別のところからどんどんどん施設に入っていたということになれば、一体連合における審査、入所待ちというのは一体何なのかと。これは大きなやはり社会問題に

なっていくと思うんです。

それが理解できてしまっていたら、私はやはり連合としてのこの協定書というものは、あってなきがごとさと思うんですよね。1カ月か2カ月仮に空いてたって、やはり待っておられる人たちなんかを一生懸命入れていく、そういうやはりみんながそういうことの中でどうしても空くからどうするかという問題ならいいですけども、そちらの方がまだまだいっぱい空いているにもかかわらず、管外の人たちも入ってくるというような、こういう私は運営、協定は、一つもそこには書いてないんですよ。全然最優先の姿勢というものは、私はないと思います。

そこのところを、やはり私はもう一度明確にさせていただきたいし、なぜそういうことが起きてしまうのかと、まじめに待っておられる人たちには、このやあ先ほどの連合長の答弁では、施設を利用している人たちは、介護を利用している人たちは必要性があるからだと、こうおっしゃるわけですよ。ところが16人の人たちは介護を利用したかしないかということは、全く皆さんおわかりでしたら言ってください。先ほどもお聞きいたしました。一体16人の人や管外の人たちというのは、どれだけの所得や、あるいはまた利用状況や、介護度の人たちが入所されているのかどうか。ここのところがやはり住民の皆さんにはっきりとお答えいただきたい。

以上をもって終わります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（関谷竹志君） 申し上げます。私どもとしましても、一生懸命何といえますかね、考え方をやはり優先していただくようには申し上げてきたわけですが、施設としますれば、きっとあけておくわけにもいかないというようなことの中で、ということになるわけですが、80人のことをもう一回申し上げますと、80人管内から申し込みされていたわけでありまして。先ほどの答弁にもございましたが、キャンセル、みずから私どもまだ時にいいからという（発言する者あり）

済みません、介護度までは私どもちょっと把握しておりません。つきましては、先ほどからも申し上げますが、あくまでも博悠会の入所判定委員会の方で決定ということの中で、医療処置が必要だという方は3人おられました。グループホーム入所中だという方も1人おられました。実際にはいざ入りますよというときに面接したときに、やっぱりもうちょっと家族でよく相談してからにしますという、おっしゃる方も実際にはおられたようです。そういう方もすべて含めて、23の方が入れなかったということでございます。（発言する者

あり)

待機者以外の方ですか、待機者以外の方につきましても、私どもの方へは申し込みあったわけじゃないわけでごさいます、私どもの方ではその方は把握しておられないわけなんです。ですので連合の施設は、変な言い方しますと、連合の施設は入らないけれども、栄村の施設なら、私、手挙げるという方かなというふうに思うんですが。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

3 討論、採決

議長（高山 功君） 次に進ませていただきます。日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 2時06分）

（再開） （午後 2時23分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告がありますので、発言を許します。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 17番、青木豊一でございます。私は、議案第13号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について及び介護保険にかかわります特養ホームの議案6件、及び議案第23号 北信広域連合広域計画の変更について、以上7件につきまして反対討論を行います。

もちろん私たちは介護保険の積極面につきましては、理解をしているわけですが、しかし、ご承知のように介護保険法が改正されまして、多くの地域住民の皆さんや、あるいは国民の皆さんの利用者から、介護保険の趣旨と違うではないかと、どこでもだれでも利用したいときには利用できるのが介護保険制度だと、こういう本来の趣旨から大きく外れ、先ほどの議案質疑でも明らかなように、政府自身の指標によって個室を一定程度強要しておきながら、生活保護者はそこから排除するという、まさにサービスの利用も金次第というのが実態であります。こういう介護保険制度は当初の法の趣旨から見ても、また国民の皆さん方や高齢者の皆さんの実態から見ても、当然許されるべきものではありません。

ところがこうした国の悪政に対して、自治体やあるいはまた連合が、その防波堤となって

こうした高齢者や家族の利用で泣かないようなこういう問題を解決するべきにもかかわらず、残念ながら広域として具体的な支援策はありません。私たちはこうした介護保険制度、そして連合のあり方に、到底理解しがたいものであります。時間の関係で詳細は省きます。

続きまして、議案第23号の北信広域連合広域計画の変更についてであります。本案件におきましても、先ほど来提示しました災害問題を初め、あるいはまた老朽化した施設の問題など、極めて重要な問題として計画で具体化する、検討する、そしてその上で連合として最も適切な方法で具体化していくというのが、計画の変更であってしかるべきです。残念ながらこのことはそれぞれの市町村任せ、私はやはりこうした共通問題こそ、連合として真剣にやはり研究検討すべきだと思います。

同時に、老朽化した特別養護老人ホームについても、連合長は民営化も視野に入れるとおっしゃいました。民営化の実態というのはあの栄村につくられた、そして運営が開始されたものが、私も渡辺議員も指摘したように、実際は住民の皆さんの貴重な税金を投入しながら、その運営は基本的に民間が勝手に進めていく、こういう形での民営化は到底許されません。今度の計画においても、こうした問題について一般質問についても、その問題点の是正をお答えされるのではなく、むしろ補助金の利子によって民間が運営できるような、こういうやはり方向と、そしてまた民間の営業が成り立つことに、もし連合が応援するとしたならば、私たちは地域住民から厳しい指摘を受けざるを得ないと思います。私は老朽化した施設の改築は、適切な規模と内容を持って、そしてより財政負担のない方向で改築し、そしてまた地域で住民の皆さん方が安心して生活のできる、こうした施設をやはり実態に即して具体化すべきだと思います。

こうした点で、残念ながら本計画につきましても、積極面を理解しつつも、こうした問題点を指摘し、反対をいたします。以上です。

議長（高山 功君） 以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。初めに、議案第1号 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成18年度一般会計補正予算(第1号)について採決いたします。
お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)から議案第7号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)までの5議案について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高山 功君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)から議案第7号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)までの5議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までの5議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)から議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの3議案について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高山 功君) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)から議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)までの3議案について、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第8号から議案第10号までの3議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 議案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 平成 18 年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 平成 17 年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 13 号 平成 17 年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 14 号 平成 17 年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 15 号 平成 17 年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定

について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号 平成17年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立

を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第22号 平成17年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第23号 広域計画の変更について採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されま

した。

議長（高山 功君） 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 10月定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

10月23日に開会をさせていただき、本日までの19日間にわたっての会期中、議員各位におかれましてはそれぞれ慎重にご審議をいただき、上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認めをいただき、まことにありがとうございました。

今後とも広域連合として各市町村との連携を図り、広域的に取り組むべき事業及び地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましても今後とも北信地域発展のために、さらなるご支援とご協力を賜りますよう、より一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

4 閉 会

議長（高山 功君） 以上をもちまして、平成18年第3回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉 会） （午後 2時47分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成18年11月10日

北信広域連合議会

議 長 高 山 功

署名議員 島 田 伯 昭

署名議員 望 月 弘 幸